

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【事業年度】 第15期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 株式会社FRONTEO

【英訳名】 FRONTEO, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463 - 6344(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 上杉知弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463 - 6344(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 上杉知弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	4,171,617	6,274,460	10,553,007	11,207,730	12,217,770
経常利益又は 経常損失() (千円)	629,873	434,061	25,433	1,254,944	16,572
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	604,357	260,310	194,529	948,067	828,124
包括利益 (千円)	581,536	496,496	588,783	1,022,590	770,849
純資産額 (千円)	3,533,169	5,220,772	4,657,450	5,018,678	4,353,601
総資産額 (千円)	4,888,680	7,641,666	12,916,100	16,158,872	14,578,787
1株当たり純資産額 (円)	96.34	140.78	122.10	125.99	106.45
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	17.74	7.45	5.47	26.07	21.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	7.27	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.8	65.4	33.8	29.6	27.8
自己資本利益率 (%)	-	6.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	125.8	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,919	1,022,576	616,566	198,064	1,495,354
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	653,473	1,417,182	4,711,455	1,643,262	709,207
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	756,887	1,679,696	3,213,624	4,563,928	138,706
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,378,443	2,718,259	1,795,958	4,533,182	5,127,345
従業員数 (人)	160	191	423	486	362
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(3)	(3)	(1)	(4)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第11期、第13期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 第11期、第13期、第14期及び第15期の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 第11期、第13期、第14期及び第15期の株価収益率は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 第14期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第13期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	2,665,496	3,718,931	4,560,299	4,415,836	4,664,406
経常利益又は 経常損失() (千円)	597,914	434,869	189,198	52,151	653,909
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	603,333	316,933	74,432	2,929	288,878
資本金 (千円)	1,095,358	1,688,433	1,705,931	2,481,621	2,507,346
発行済株式総数 (千株)	3,441	35,491	35,751	37,921	38,029
純資産額 (千円)	3,419,213	5,032,824	5,187,455	6,548,327	7,187,629
総資産額 (千円)	4,756,257	7,377,724	11,896,038	15,888,059	16,955,474
1株当たり純資産額 (円)	93.65	135.86	137.47	167.18	182.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	3 (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	17.71	9.07	2.09	0.08	7.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	8.85	2.06	0.08	7.29
自己資本比率 (%)	67.8	65.4	41.3	39.9	40.8
自己資本利益率 (%)	-	7.9	1.5	0.1	4.4
株価収益率 (倍)	-	103.3	459.3	8,875.0	115.4
配当性向 (%)	-	33.1	143.4	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	96 (1)	98 (1)	122 (2)	145 (1)	162 (1)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3 第11期の自己資本利益率は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4 第11期の株価収益率は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5 1株当たり配当額及び配当性向については、第11期、第14期及び第15期は配当を実施していないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成15年 8月	東京都港区赤坂において株式会社Universal Business Incubatorsを資本金1,000千円で設立
平成16年 4月	本社を東京都港区高輪三丁目25番27号に移転
平成16年 6月	米国フォレンジックツール開発企業であるIntelligent Computer Solutions, Inc.及びAccess Data Corp.の2社よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
平成16年 8月	商号を株式会社UBICに変更し、コンピュータフォレンジック専門企業となる
平成16年 8月	フォレンジックツール販売開始
平成16年 8月	本社を東京都港区港南二丁目4番7号に移転
平成16年11月	米国フォレンジックツール開発企業であるDigital Intelligence, Inc.よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
平成17年 4月	本社を東京都港区港南二丁目12番23号に移転
平成17年 5月	フォレンジックラボを構築
平成17年 6月	コンピュータフォレンジックサービス〔コンピュータフォレンジック調査サービス・ディスクバリー(証拠開示)支援サービス〕開始
平成19年 6月	東京証券取引所マザーズへ上場
平成19年12月	UBIC North America, Inc.を設立
平成21年 3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際標準規格である「ISO27001」(ISO/IEC 27001:2005)ならびに国内規格である「JIS Q 27001」(JIS Q 27001:2006)の認証取得
平成21年12月	電子証拠開示ソフトウェア「Lit i View」の販売開始
平成22年 8月	Payment Card Forensics株式会社(現・連結子会社)を設立
平成23年 4月	株式会社UBICリスクコンサルティングを設立
平成23年10月	UBIC Taiwan, Inc.(現・連結子会社)を設立
平成23年12月	UBIC Korea, Inc.(現・連結子会社)を設立
平成24年 6月	株式会社UBICパテントパートナーズを設立
平成25年 1月	「Advanced Predictive Coding」機能が搭載された「Lit i View」バージョン6.0をリリース
平成25年 5月	米国ナスダック市場へ上場
平成26年 8月	米国のeディスクバリ事業会社 TechLaw Solutions, Inc.を買収、連結子会社化
平成27年 3月	当社を存続会社として、株式会社UBICリスクコンサルティングを吸収合併
平成27年 4月	株式会社UBIC MEDICAL(現・連結子会社)を設立
平成27年 7月	米国のeディスクバリ事業会社 EvD, Inc.を買収、連結子会社化
平成27年 9月	Rappa株式会社(現・連結子会社)を設立
平成27年10月	当社を存続会社として、株式会社UBICパテントパートナーズを吸収合併
平成28年 7月	商号を株式会社FRONTEOに変更
平成28年 7月	EvD, Inc.を存続会社として、UBIC North America, Inc.を吸収合併し、FRONTEO USA, Inc.を設立
平成30年 5月	当社を存続会社として、株式会社FRONTEOコミュニケーションズを吸収合併

3 【事業の内容】

当社グループは株式会社FRONTEO及び連結子会社9社(平成30年3月31日現在)で構成され、事業部門をリーガルテック事業とAIソリューション事業の2つに大別し展開しております。各事業の内容は次のとおりであります。

(1) リーガルテック事業

eディスカバリサービス

ディスカバリは米国民事訴訟で被告・原告の双方が審理前に証拠を開示する制度です。特に、電子データを取り扱う作業はeディスカバリと呼ばれます。当社は、アジアにおけるeディスカバリ総合支援企業のパイオニアとして、証拠となりうる電子データの特定、証拠保全からデータの処理、ドキュメントレビュー、提出データ作成にいたるまでワンストップでサービスを提供しております。

フォレンジックサービス

フォレンジックサービスとは、情報漏洩や内部不正等の問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等を、いつ、誰が、どのようなことをしたのか不正調査の観点から調査し、調査結果を顧客へ提供するサービスです。また、当社グループは日本発のデジタルフォレンジックソフトウェアとして独自の人工知能「KIBIT」を搭載した「Lit i View XAMINER(リットアイビューエグザミネー)」の販売を行っております。

(2) AIソリューション事業

ビジネスインテリジェンス

ビジネスインテリジェンス分野においては、「KIBIT Email Auditor(キビットイーメールオーディター)」、特許調査・分析システム「KIBIT Patent Explorer(キビットパテントエクスプローラ)」、ビジネスデータ分析システム「KIBIT Knowledge Probe(キビットナレッジプローブ)」等のソフトウェア販売、運営サポートをはじめ、企業内データ解析を様々な角度から行っております。

デジタルコミュニケーション

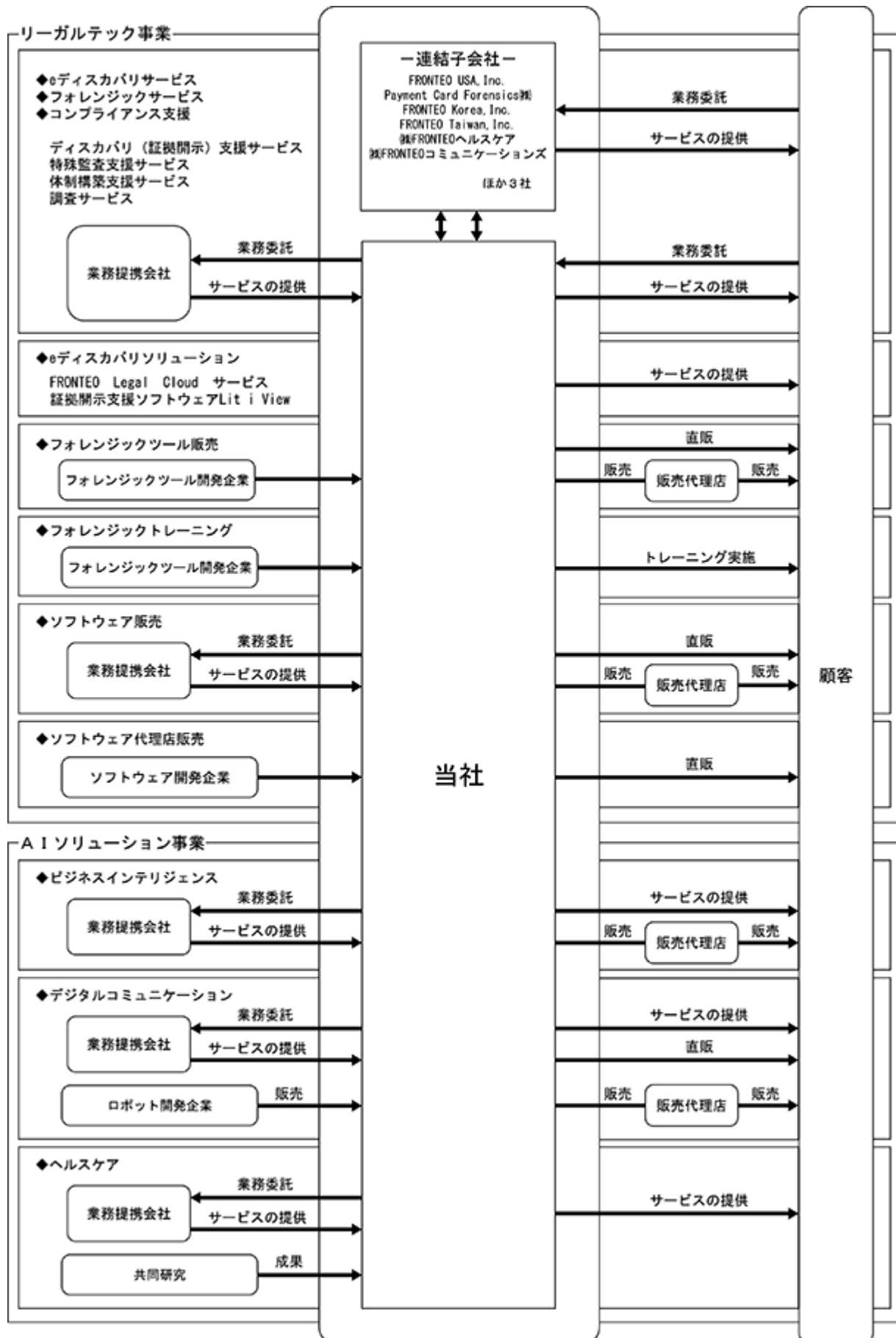
当社独自の人工知能「KIBIT」を搭載したコミュニケーションロボット「Kibiro(キピロ)」の開発および販売、人工知能「KIBIT」を活用したデジタルコミュニケーションに関するソリューションの提供を行っております。

ヘルスケア

医療機関や民間企業をサポートすることを目的とした子会社である株式会社FRONTEOヘルスケアを中心に、ヘルスケア関連ビッグデータの利活用を促進することを目的に独自開発をした人工知能エンジン「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」を活用することで、医療現場の業務改善をサポートするソフトウェアやシステム、また医師の診断を支援する機器の開発および販売を行っております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

平成30年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) FRONTEO USA, Inc. (注) 1	米国 ニューヨーク州	100,000米ドル	eディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助 不動産賃借に関 する保証
Payment Card Forensics 株式会社	東京都港区	10,000千円	カードフォレン ジック調査事業	60.0	役員の兼任 役務の提供 業務委託
FRONTEO Korea, Inc.	韓国 ソウル市	700,000千韓国ウォン	eディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助
FRONTEO Taiwan, Inc.	台湾 台北市	19,000千台湾ドル	eディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助
FRONTEO Government Services, Inc.	米国 バージニア州	361,997米ドル	eディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任
株式会社FRONTEOヘルスケ ア(注) 1	東京都港区	537,000千円	医療分野情報解析 事業	99.8	役務の提供 役員の兼任
株式会社FRONTEOコミュニ ケーションズ	東京都港区	10,000千円	デジタルマーケ ティング事業	100.0	役務の提供 役員の兼任
その他2社					

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 FRONTEO USA, Incについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

FRONTEO USA, Inc.

(1) 売上高	6,824,809千円
(2) 経常利益(損失)	512,786千円
(3) 当期純利益(損失)	975,486千円
(4) 純資産額	3,075,325千円
(5) 総資産額	7,258,723千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
リーガルテック事業	320 (3)
AIソリューション事業	42 (1)
合計	362 (4)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、派遣社員を除く臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載していません。
- 2 前事業年度末に比べ従業員数が124名減少しております。主な理由は、米国子会社の構造改革によるものです。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
162(1)	37.2	3.0	7,052,348

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、派遣社員を除く臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載していません。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 前事業年度末に比べ従業員数が17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは『BrightValueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～』という企業理念のもと、独自開発の人工知能（AI）エンジン「KIBIT（キビット）」を核とする高度な情報解析技術を駆使し、祖業である国際訴訟支援、不正調査から製造、金融、小売、流通、そして医療介護分野といったさまざまなフィールドで必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現および社会課題の解決に貢献しております。

(1) AIソリューション事業の体制強化

当連結会計年度の第3四半期に四半期営業黒字化を達成しており、AIソリューション事業は着実に収益体質へと成長をしております。今後は、一層の需要増加に対応するため、販売強化を目的にパートナー企業の拡充、開発力の強化、各分野の専門知識を持つ人材の獲得によるコンサル力の強化を進めてまいります。

(2) リーガルテック事業においてアジアの大型案件を継続して獲得できる強固な営業体制（クロスボーダー営業体制）を確立すること

リーガルテック事業は、当連結会計年度における米国子会社の損益構造改革の努力が実り、eディスカバリ市場の需要の変動に耐えうる収益体質を構築いたしました。また、アジアの大型案件獲得に向けて、各国の状況、顧客ニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える営業体制を整えました。今後は、各拠点の連携をさらに深めることで、ベンダー間の競争が益々激しくなる中においても、アジアの大型案件を継続して獲得できる強固な営業体制（クロスボーダー営業体制）を確立いたします。

また、eディスカバリ業界は、解析対象となるデータ量増加への対応が課題となっておりますが、当社グループは、強みである人工知能（AI）の活用範囲を拡充させること、人工知能（AI）技術をさらに向上させることにより各工程の作業を効率化するというテクノロジーの力で対応してまいります。

(3) 管理体制強化への課題

日米で上場している企業として社会から信頼を継続的に獲得するため、事業規模の拡大にあわせた組織体制及び内部管理体制の改善・強化を重要な経営課題として認識し、実効性のある内部統制システムへの更なる改善、経営の効率化、会社資源の有効活用等、グループ全体を通じた高度な管理体制の構築と強化を進めてまいります。

(4) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況の早期解消

当社グループは、当連結会計年度において、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みであります。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

したがって、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項における将来に関する事項は有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関する事項

リーガル事業（eディスカバリ）の市場環境について

当社グループが提供するeディスカバリに関連するサービスの中で、主要なサービスであるディスカバリ（証拠開示）支援サービスにかかる市場は、平成18年12月米国連邦民事訴訟規則（FRCP）の改定以降、電子データの開示に関して明文化され、その電子データ処理とその訴訟対応関連市場規模は年平均9.5%で増加し、平成35年以降では19 billion USDに達すると予想されています（Mordor Intelligence『Global Electronic Discovery Market』）。当社グループは、米国、日本、韓国、台湾のアジア企業を軸にサービスを提供しており、これらの国の経済及び法制度が大きく変化した場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループはeディスカバリに関連する事業を行っておりますが、現在のところ、当社グループが事業を展開するにあたり、法的な規制は受けておりません。しかしながら、当社グループは米国における訴訟制度に基づくディスカバリ（証拠開示）支援サービスを行っており、今後、米国における訴訟関係の法律、法令が変更された場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、日本国内において新たな規制法規が制定された場合に、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社グループは日本におけるeディスカバリ専門企業の草分けとして、ノウハウや実績において他社に先行しており、技術力の高さ、情報の提供分野、独自のコンテンツによる競合他社と差別化がなされております。eディスカバリ事業を行っている企業は、現在、日本国内においては多くありませんが、今後はeディスカバリ事業が認知され、業界の市場規模が拡大することにより日本国内企業の新規参入の可能性がります。

技術革新について

当社グループは、常にeディスカバリの先進国である米国での技術及び米国市場の動向を注視しております。しかしながら、コンピュータの関連技術を取巻く環境は、技術革新の速度と頻度が高まって変化が著しく、またそれに基づく商品や新しいサービスも次々と提供されて、変化の激しいものになっております。このような状況において、当社グループが扱うeディスカバリ事業及び当社グループの技術ノウハウが適用できない場合、サービスの提供に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

企業買収等、事業再編に係るリスク

当社グループは成長戦略の一環としてM&A等により企業買収等を実施することがありますが、予想範囲を超える事業環境の変化の影響によって、経営及び財務状況の悪化が生じた場合は、当社グループの事業に影響を受けるほか、のれんの減損や事業再編等に伴う費用の発生等により、業績・財政状態に影響を受ける可能性があります。

(2) 事業特性に関する事項

情報の管理について

当社グループの事業では、eディスカバリ事業の特性上、コンピュータの調査の際に顧客企業の重要な情報を保有することとなるため、高度な情報の管理が求められております。そのため、データ処理センターを設置し、静脈認証や入退室申請書による入退室管理の徹底、耐火金庫による調査データの保管、外部と隔絶されたネットワークの構築等により安全な作業環境を確保しております。また、そのサービス運用において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際標準規格である「ISO27001」（ISO/IEC27001:20013）、並びに国内規格である「JIS Q 27001」（JIS Q 27001:2014）の認証を取得し、更新審査に合格しております。

また当社グループの全従業員との間において個人情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、退職後も個別に同契約を締結して、個人情報を含む機密情報の漏えいの未然防止に努めております。さらに、当社グループは個人情報をも含めた重要な業務管理情報について生体認証、ID及びパスワードによって管理すると共にインターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、なんらかの事情により今後、情報の流出による問題が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

事業の拡大に伴う経営管理体制の確立について

当社グループは、平成30年3月31日現在、取締役5名、監査役3名、連結ベースでの従業員362名で構成され、内部管理体制も現状に応じたものになっております。引き続き従業員の育成及び事業拡大に合わせた採用活動による人員増強などの施策を講じると共に管理業務の効率化及び組織の生産性の維持・向上に努める予定です。

しかしながら、人材の育成・増強及び管理面の強化が予定どおり進まなかった場合、又は人材が社外に流出した場合には、当社グループの組織的な業務運営に支障が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

人工知能技術を活用したAIソリューション事業体制の強化について

当社グループでは、AIソリューション事業3分野（ビジネスインテリジェンス、デジタルコミュニケーション、ヘルスケア）において、人工知能技術を活用した情報解析事業の展開に取り組んでおり、今後の事業展開の柱として成長させるべく、体制構築に力を入れています。これらの事業の与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ変化が発生したことにより当初予定していた事業計画を達成できない、あるいは期待どおりの成果を生まず、先行投資に見合うだけの十分な収益を得られない可能性があります。

他社との提携について

当社グループでは、研究、開発、販売等において、共同研究、共同開発、技術導出入、共同販売等さまざまな形で他社と提携を行っております。何らかの事情により提携関係が変更・解消になった場合、業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループでは、事業展開においては、専門的な情報技術や業務知識を有する優秀な人材を確保する事が重要です。人材需要が急増するeディスカバリ事業及びAIソリューション事業では、専門性を有する人材は限られております。当社グループでは、各分野の人材の中途採用と新卒者採用を進め、さらに社員教育体制の整備を進め、人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、優秀な人材の確保が予定どおりに進まなかった場合、また既存の主要な人材が社外に流出した場合には、当社グループの経営活動に支障が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

為替相場の変動について

当社グループは米国法律事務所等への販売及び役務提供に関し、日本円を価格決定のベースとした外貨建（米ドル）にて取引を行っており、本取引は今後とも継続してまいります。一方、ディスカバリの主要マーケットである米国での2社の買収及び事業譲受により、米国での売上がグループ全体の約6割を占め、為替リスクが高まっております。急激な為替相場の変動は、海外の連結子会社の収益や財務諸表を円貨換算する場合にも影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスク

財務報告に係る内部統制の不備について

当社は平成28年7月に当社の米国子会社であったEVD, Inc., TechLaw Solutions, Inc. 及びUBIC North America, Inc.の3社を統合し、FRONTEO USA, Inc.（以下、「FUSA」という）及びFRONTEO Government Services, Inc.の2社に統合・再編しております。しかしながら、FUSAにおいて、収益認識に係る内部統制の整備及び運用が不十分であったこと、また、同社における決算・財務報告プロセスにおいて、誤謬を発見するための体制が不十分であったことに起因し、当社は、平成28年3月期及び平成29年3月期に続き、平成30年3月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨の記載を行っております。

3連結会計年度連続の開示すべき重要な不備が継続した背景としては、平成28年3月期における内部統制の不備の主な原因として、監査人からは、契約書の管理不備や、証跡不足、与信管理の不備、確認体制の不備等の指摘を受けておりました。これを受け、前連結会計年度及び当連結会計年度において、FUSAは、新規契約書管理におけるワークフロー整備、証跡保管ルールの整備、請求書確認体制の整備、売掛債権における与信管理の導入を行いました。また営業部門とオペレーション部門との請求書に係る会議の設置等、部門間の連携の強化も行っております。

しかしながら、当連結会計年度において、監査人からは、引き続き買収前から継続されている契約書の整理不足、請求書作成時における誤り等における指摘、加えて、非定型の会計処理における指摘を受けております。当連結会計年度当初、当社はビジネス上の戦略上、新規事業であるAIソリューション事業の立上げを優先した為、本社の主要経営メンバーを新規事業に集中させておりました。それにより、FUSAにおける買収・統合後の内部統制の整備・構築をFUSAの経営陣に委任しておりました。しかし、FUSA経営陣の上場会社としての知識・経験が不十分、又本社からの指導が不足していた為、内部統制不備の改善が遅延していることが判明いたしました。これにより、当連結会計年度、第4四半期から主要経営陣を交代し、改善に取り組んでおりましたが当該事業年度末日時点において、改善中の不備が一部残る結果となっております。

当社は、上記の財務報告に係る内部統制の不備について改善に努めておりますが、内部統制システムの構築当時に想定していなかった事業環境の変化や非定型な取引に対応できず、構築された業務プロセスが十分に機能しない可能性もあります。このような事態が生じた場合には、財務情報を修正する必要が生じ、当社グループの財政状態および業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 重要事象等について

第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」（4）に記載されているとおりです。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（業績等の概要）

(1) 業績

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における世界経済は、先進国が主導的な形で正常化に向けて本格化してきたものの、引き続き海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まりが懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。わが国経済は、高水準の企業収益や雇用情勢の改善等により、全体として緩やかな回復基調が続きました。また、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017 - Society5.0の実現に向けた改革 - 」では、IoT（モノのインターネット）や人工知能（AI）といった革新的技術の本格的な社会実装がわが国の中長期的な成長を実現する鍵と位置付けられました。労働人口減少、長時間労働、業務プロセス改善という課題の解決に向けて、人工知能（AI）の効果を実証実験する事例が連日発表されるなど、人工知能（AI）市場は急速に立ち上がりつつあります。このような状況のもと、当社グループは他社に先

駆けて人工知能（AI）を実ビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、人工知能（AI）市場の開拓に一層努めてまいりました。

リーガルテック事業（ ）につきましては、eディスカバリ（アジア企業案件）市場が年率15%で拡大を続けております。これは、ディスカバリの対象となる企業が保存する電子情報のデータ量が急激に増大していることが主因であり、一方で、単価の引き下げ圧力は年々高まっている状況です。今後は、eディスカバリツールを自社で保有するベンダーが圧倒的に優位となる構造へと大きく変化することが考えられます。当社グループは、独自開発のeディスカバリ支援システム「Lit i View（リットアイビュー）」を活かし、アジア言語の解析力、人工知能（AI）技術の活用による効率性や全行程をワンストップでサポートする対応力を武器に、アジア企業の案件獲得に向けてクロスボーダー営業の体制構築を最優先課題として取り組みました。こうした営業強化の成果が、当連結会計年度の第3四半期以降より発現したことから、年度後半は韓国・台湾拠点の売上高が好調に推移いたしました。また、第2四半期より本社主導で進めた米国子会社の構造改革（徹底した案件管理やコスト削減努力）の結果、米国子会社では当第4四半期に四半期ベースで営業黒字化を達成し、リーガルテック事業全体では通期営業黒字化を実現いたしました。

AIソリューション事業（ ）につきましては、国内においてビジネスインテリジェンス、ヘルスケア、デジタルコミュニケーションの各分野が好調に推移したことに加え、韓国・台湾などの海外拠点においてもKIBIT搭載製品導入による売上高の拡大を実現いたしました。この結果、ストックビジネスであるAIソリューション事業において導入社数を78社と積み上げ、セグメント全体の売上高は前年度比2.9倍と大幅に成長し、四半期ベースで第3四半期、第4四半期と営業黒字を達成いたしました。

ビジネスインテリジェンス分野では、金融機関への新規採用実績が順調に積み上がったことに加え、既存ユーザーにおいても、当初の導入予定に加え、新たな経営課題の解決を目的に複数の部署でKIBITを活用するといった用途の拡大もみられるなど、当該分野がAIソリューション事業を力強く牽引しています。

ヘルスケア分野では、平成29年5月より子会社であるFRONTEOヘルスケアに新代表を迎え、Evidence Basedの発想のもと研究・開発から解析、営業まで一貫通貫の体制を構築するなど組織強化を進めました。製薬業界向けに業務改善コンサルの案件を獲得したほか、中長期プロジェクト（共同研究・受託開発案件）である転倒転落予測システム、疼痛診療支援AIシステム、精神疾患客観評価デバイスといった各製品の開発も順調に進捗しております。さらに、当連結会計年度における大きな成果として、当社グループとしては2つめとなる独自の人工知能（AI）エンジン「Concept Encoder（コンセプトエンコーダー）」を開発いたしました。言語に加え、遺伝子発現情報・バイタルや各種検査値などの数値データを含めた解析を可能とするものであり、ヘルスケアセクターのビッグデータの利活用の促進を実現します。既に診断支援、業務支援、製薬業界支援といった幅広い領域のデータ解析に活用しており、次期以降もヘルスケアセクターの多様なニーズに応えていきます。

デジタルコミュニケーション分野では、BtoBtoCの分野におけるKIBIT活用領域の開拓を進めたほか、人工知能（AI）搭載ロボットKibiro（キビロ）については、法人顧客向けに需要の多い機能を追加搭載した新パッケージ「Kibiro for Biz」をリリースしたことに加え、個人向けに「見守り機能」を追加搭載した新モデルがメディアで多数露出され、認知度向上に繋がりました。

当期末より「リーガル事業」の呼称を「リーガルテック事業」に、「AI事業」の呼称を「AIソリューション事業」にそれぞれ変更いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における、売上高は12,217,770千円（前年同期比9.0%増）と過去最高額を更新、営業利益177,715千円（前年同期は1,206,662千円の営業損失）となりましたが、為替差損207,622千円を計上したことにより、経常損失16,572千円（前年同期は1,254,944千円の経常損失）となりました。米国子会社において一時的に発生する構造改革費用781,372千円およびAIソリューション事業の減損損失73,160千円を特別損失として計上したこと等による影響から、親会社株主に帰属する当期純損失は828,124千円（前年同期は948,067千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となったものの、上記リーガルテック事業の損益構造改革による効果に加え、クロスボーダー営業の体制の強化により、業績は着実に回復し、次期以降、リーガルテック事業およびAIソリューション事業共に攻めのステージに移行しております。

各事業の概況は以下のとおりです。

（リーガルテック事業）

クロスボーダー営業の体制構築の効果が現れたことに加え、韓国及び台湾で大型案件を獲得したことにより、売上高は11,307,082千円（前年同期比3.8%増）、営業利益は491,630千円（前年同期は491,543千円の営業損失）となりました。

（AIソリューション事業）

国内においてビジネスインテリジェンス分野における金融機関向けソリューションが堅調に推移したことに加え、海外AIにおいて韓国でKIBIT搭載製品の販売が売上高に寄与したこと等により、売上高は910,687千円（前年同期比193.1%増）となりましたが、新製品開発や営業・マーケティング活動などの費用を1,224,603千円計上したことにより、営業損失は313,915千円（前年同期は715,118千円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の状況

総資産は、前連結会計年度末と比べて1,580,084千円減少し、14,578,787千円となりました。詳細につきましては後述の「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容）(2) 財政状態の分析」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、5,127,345千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況と、その主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は1,495,354千円(前期比1,693,418千円の増加)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失860,668千円、減価償却費1,015,447千円、構造改革費用781,372千円、売上債権の減少579,215千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は709,207千円(前期比934,055千円の増加)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出211,053千円、無形固定資産の取得による支出407,751千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は138,706千円(前期比4,702,635千円の減少)となりました。これは主に短期借入れによる収入3,100,000千円、短期借入金の返済による支出2,600,000千円、長期借入れによる収入200,000千円、長期借入金の返済による支出826,083千円によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループの事業内容は、主にコンピュータフォレンジックサービス、フォレンジックツールの販売であり、生産実績については、該当はありません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

品目別	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
フォレンジックツール	2,857	74.4
人工知能搭載ロボット	-	100.0
合計	2,857	96.6

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門別		売上高(千円)	
リーガルテック事業	eディスカバリサービス	Review	3,149,787
		Collection, Process	2,911,634
		Hosting	4,853,839
		計	10,915,261
	フォレンジックサービス	フォレンジックサービス	391,821
リーガルテック事業売上高 計		11,307,082	
AIソリューション事業		ビジネスインテリジェンス	553,711
		デジタルコミュニケーション	66,391
		ヘルスケア	132,967
		海外AI	157,617
AIソリューション事業売上高 計		910,687	
合 計		12,217,770	

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

前連結会計年度

TMI総合法律事務所 1,253,860千円 11.2%

当連結会計年度

TMI総合法律事務所 1,092,719千円 8.96%

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりです。

(2) 財政状態の分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末と比べて1,580,084千円減少し、14,578,787千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べて843,652千円減少し、8,190,510千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加594,194千円、繰延税金資産の減少550,652千円、受取手形及び売掛金の減少688,965千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べて736,431千円減少し、6,388,277千円となりました。これは主に投資有価証券の増加348,300千円、工具、器具及び備品の減少85,845千円によるものであります。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べて915,007千円減少し、10,225,186千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べて447,021千円増加し、4,144,020千円となりました。これは主に短期借入金の増加500,000千円、未払金の増加79,372千円、買掛金の減少369,323千円、1年以内返済予定の長期借入金の増加162,680千円、未払法人税等の増加73,669千円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べて1,362,028千円減少し、6,081,166千円となりました。これは主に長期借入金の減少794,293千円によるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べて665,077千円減少し、4,353,601千円となりました。これは主に利益剰余金の減少828,124千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は12,217,770千円(前期比9.0%増)となりました。

売上総利益

売上総利益は5,227,120千円(前期比20.6%増)、売上総利益率は42.8%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、5,049,405千円(前期比8.9%増)となりました。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は177,715千円となりました。

営業外収益、営業外費用

為替の変動に伴う為替差損により、営業外損益(営業外収益 - 営業外費用)は、194,287千円となりました。

経常損失

上記の結果、当連結会計年度の経常損失は16,572千円となりました。

特別利益、特別損失

新株予約権戻入益11,130千円、構造改革費用781,372千円、減損損失73,160千円等の計上により、特別損益(特別利益 - 特別損失)は、844,096千円となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失

上記の結果から法人税等の金額及び非支配株主に帰属する当期純利益を差し引いた、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は828,124千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 当社グループの資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、主に営業活動から得られる自己資金及び金融機関からの借入を資金の源泉としております。設備投資並びにM&A等の事業投資の長期資金需要につきましては、資金需要が発生した時点で、自己資金又は、金融機関からの長期借入金等、金利コストの最小化を図れるような調達方法を検討し対応しております。また、運転資金需要につきましては、営業活動から得られる自己資金と金融機関からの借入金等により賄っております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は7,893,205千円となっております。借入金については主に運転資金や過年度におけるM&A等のための資金で、全て金融機関からの借入となっております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は5,127,345千円であります。

(6) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、独自開発の人工知能「KIBIT(キビット)」を核とする高度な情報解析技術を駆使し社会に貢献するための活用領域として、4つの分野へ展開していく戦略を描いております。具体的には、原点であるリーガルテック事業に加え、AIソリューション事業の3分野(ビジネスインテリジェンス、デジタルコミュニケーション、ヘルスケア)において、「人工知能(AI)が人間を理解し、すぐそばで人間をサポートしてくれる社会」の早期実現を目指します。各事業分野で拡大成長し続けるべく、以下の項目の強化に取り組んでまいります。

リーガルテック事業

eディスカバリ市場は年平均成長率15%で拡大しており、参入企業は米国で1,000社超と多い状況です。こうした環境のもと、当社グループはアジア発唯一のディスカバリベンダーとして、豊富な支援実績に基づくノウハウに加え、独自開発したeディスカバリ支援システム「Lit i View(リットアイビュー)」の強みであるアジア言語対応力や人工知能(AI)技術「Predictive Coding(プレディクティブコーディング)」による効率性、全行程をワンストップでサポートする対応力を武器に、グローバルでクロスボーダー営業を加速させ、eディスカバリ市場における事業の拡大に取り組んでまいります。また、eディスカバリ業界は、解析対象となるデータ量増加への対応が課題となっております。当社グループは、強みである人工知能(AI)の活用範囲を拡充させること、人工知能(AI)技術をさらに向上させることにより各工程の作業を効率化するというテクノロジーの力で対応してまいります。

AIソリューション事業

平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017 - Society5.0の実現に向けた改革 - 」では、IoT(モノのインターネット)や人工知能(AI)といった革新的技術の本格的な社会実装がわが国の中長期的な成長を実現する鍵と位置付けられました。労働人口減少、長時間労働、業務プロセス改善という課題の解決に向けて、人工知能(AI)の効果を実証実験する事例が連日発表されるなど、人工知能(AI)市場は急速に立ち上がりつつあります。当社グループは他社に先駆けて人工知能(AI)を実ビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、ビジネスインテリジェンス、デジタルコミュニケーション、ヘルスケアの3分野において人工知能(AI)市場の開拓に一層努めてまいります。

(ビジネスインテリジェンス・デジタルコミュニケーション)

当社の人工知能(AI)エンジンKIBITは、幅広い業種への導入実績、少量の教師データで動くことによる機動性の高さ、導入に向けた業務分析から運用サポートまでフルサポートできるコンサル力を強みに、金融機関や知財分野を中心にユーザー企業数を積み上げています。産業界の人工知能(AI)活用意欲はますます高まっておりますが、一方で人工知能(AI)の特性への理解不足や社内におけるデータ解析人材の不足に課題があるケースが多くみられることから、引き続き、ユーザー企業内でのAI活用人材の育成を目的として育成講座の提供や、人工知能(AI)の導入に向けたコンサルを強化することで、導入に向けたハードルの低減に努めます。また、販売力の強化に向けてパートナーとの共同プログラムを整備することで市場開拓を加速します。

(ヘルスケア)

ヘルスケアの領域では、高齢化社会を迎え患者数が増加傾向を強める一方で、医療・介護従事者の人手不足が叫ばれており、医療・介護現場の継続的な業務の効率化が不可欠であり、人工知能(AI)の潜在市場は非常に大きいと予想されます。当社グループは引き続きヘルスケアを中長期的な成長の柱と位置付け投資を進めてまいります。当連結会計年度においては、当社グループとしては2つめとなる独自の人工知能(AI)エンジン「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」を開発いたしました。これにより、遺伝子情報など言語以外の情報を含めた解析が可能となり、ヘルスケアセクターにおけるビッグデータの利活用が促進されます。医療機器や医療現場で活用するシステムとしての認可取得およびユーザーの承認を得るためには、解析の精度に加えて、技術の安全性、再現性や統計に基づく効果の立証などの課題にも応えていく必要があり、体制整備に努めて参ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

（財務制限条項）

当社は、平成28年7月26日及び平成28年9月27日にシンジケートローン契約を、平成27年11月30日に長期借入契約を、また、平成30年1月17日にコミットメントライン契約を締結しておりますが、それぞれの契約に財務制限条項が付されております。

詳細は、「第5 経理の状況 注記事項（連結貸借対照表関係）」に記載しております。

（連結子会社の吸収合併）

当社は平成30年3月23日開催の取締役会において、平成30年5月8日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社FRONTEOコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 注記事項（重要な後発事象）」に記載しております。

5 【研究開発活動】

当社は、独自開発した人工知能エンジン「KIBIT」をデジタルコミュニケーション、ヘルスケア、ビジネスインテリジェンス分野への活用するため、新たなソリューションの拡充、製品の開発を行っております。当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は119,159千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は800,363千円で、その主なものは電子証拠開示支援ソフトウェアのシステム開発であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	ソフト ウェア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都港区)	リーガルテック AIソリューション	フォレンジック クラブ、情報 関連機器等	108,118	174,028	58,628	621,519	135,307	68,860	1,166,464	162 (1)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 上記の他、本社建物(床面積3,305.8㎡)を賃借しております。賃借料は年105,693千円であります。
4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資 産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
FRONTEO USA, Inc.	リーガルテック	本社 (ニューヨーク州)	情報関連 機器等	39,238	212,205	105,402	26,956	383,803	169 (2)
FRONTEO Taiwan, Inc.	リーガルテック	本社 (台北市)	情報関連 機器等	-	652	-	-	652	7 (1)
FRONTEO Korea, Inc.	リーガルテック	本社 (ソウル市)	情報関連 機器等	-	57,480	-	469	57,950	22 (-)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借料 (千円)
FRONTEO USA, Inc.	リーガルテック	本社 (ニューヨーク州)	事務所等	325,171
FRONTEO Taiwan, Inc.	リーガルテック	本社 (台北市)	事務所等	5,278
FRONTEO Korea, Inc.	リーガルテック	本社 (ソウル市)	事務所等	17,980

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成30年3月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 効果
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都港区)	リーガル テック	ディスカバ リー(証拠開 示)機能追加 ソフトウェア 開発	378,439	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月	レビュー機能 等の向上
提出会社	本社 (東京都港区)	AIソ リュー ション	人工知能 KIBIT搭載ソ フトウェア	158,510	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月	解析機能等の 向上
提出会社	本社 (東京都港区)	リーガル テック	データセンタ 設備	20,500	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月	安定的なサー ビス提供
FRONTEO Taiwan, Inc.	本社 (台北市)	リーガル テック	データセンタ 設備	44,574	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月	安定的なサー ビス提供

(注) 平成31年3月以降も毎期定期的に改良を行う予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年7月2日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,029,862	38,111,862	東京証券取引所 (マザーズ) 米国ナスダック市場	単元株式数100株
計	38,029,862	38,111,862		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権	
決議年月日	平成23年6月24日定時株主総会決議、平成24年6月1日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社監査役2、当社従業員5、当社子会社取締役1、当社子会社従業員6、当社の協力者6
新株予約権の数(個)	810 [-](注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 81,000 [-](注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	810(注)3、4、5
新株予約権の行使期間	平成27年6月22日～平成30年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 810 資本組入額 405 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
取得条項に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 平成26年4月1日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 5 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 6 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成24年6月22日定時株主総会決議、平成25年5月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員5、当社従業員17、当社子会社従業員25
新株予約権の数(個)	1,610 [1,360](注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 161,000 [136,000](注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	469(注)3、4、5
新株予約権の行使期間	平成28年6月1日～平成31年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 469 資本組入額 235 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
取得条項に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 平成26年4月1日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 5 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 6 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年6月25日定時株主総会決議、平成26年5月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員5、当社従業員11、当社子会社取締役2、当社子会社従業員6
新株予約権の数(個)	1,390 [1,370](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,000 [137,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	489(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成29年5月23日～平成32年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 489 資本組入額 245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年6月24日定時株主総会決議、平成27年5月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員6、当社従業員27、当社子会社取締役1、当社子会社従業員10
新株予約権の数(個)	1,205 [1,055](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 120,500 [105,500](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,029(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成30年5月29日～平成33年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,029 資本組入額 515
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年6月23日定時株主総会決議、平成27年7月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員12
新株予約権の数(個)	270 [270](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,000 [27,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成30年8月2日～平成33年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第13回新株予約権	
決議年月日	平成27年6月23日定時株主総会決議、平成28年6月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員38、当社子会社従業員7
新株予約権の数(個)	1,174 [1,174](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 117,400 [117,400](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,181(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成31年6月23日～平成34年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,181 資本組入額 591
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	平成28年6月29日定時株主総会決議、平成28年8月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1、当社子会社従業員33
新株予約権の数(個)	425 [425](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,500 [42,500](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	809(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成31年8月27日～平成34年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 809 資本組入額 405
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第15回新株予約権	
決議年月日	平成28年6月29日定時株主総会決議、平成28年12月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	150 [150](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 [15,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成31年12月24日～平成34年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 451
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	平成28年6月29日定時株主総会決議、平成29年4月20日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員3、当社子会社取締役1、当社子会社従業員2
新株予約権の数(個)	450 [450](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,000 [45,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	774(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成32年4月22日～平成35年4月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 774 資本組入額 387
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第17回新株予約権	
決議年月日	平成29年6月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社執行役員4、当社従業員18、当社子会社従業員14
新株予約権の数(個)	4,960 [4,960](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 496,000 [496,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	731(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日～平成34年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 731 資本組入額 366
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>(a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%</p> <p>(b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%</p> <p>新株予約権者が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により囑託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により囑託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	平成28年6月29日定時株主総会決議、平成29年6月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員24、当社子会社従業員15
新株予約権の数(個)	453 [453](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,300 [45,300](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	763(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成32年6月24日～平成35年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 763 資本組入額 382
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	平成29年6月29日定時株主総会決議、平成29年12月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社執行役員4、当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	1,450 [1,450](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,000 [145,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	706(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成32年12月26日～平成35年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 706 資本組入額 353
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第21回新株予約権	
決議年月日	平成29年6月29日定時株主総会決議、平成30年3月23日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	224 [224](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,400 [22,400](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	830(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成33年3月27日～平成36年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 830 資本組入額 415
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債発行	
決議年月日	平成28年11月14日取締役会決議
新株予約権の数(個)	20 [20](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,537,528 [1,537,528](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年12月1日～平成31年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 407 (注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(千円)	1,250,000

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (2)転換価額
813円

(3) 転換価額の調整

当社は、当社が本社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月21日 (注)1	220,000	3,413,136	439,224	1,042,218	439,224	773,968
平成25年6月7日 (注)2	28,000	3,441,136	53,140	1,095,358	53,140	827,108
平成26年4月1日 (注)3	30,970,224	34,411,360		1,095,358		827,108
平成26年9月16日 (注)4	1,000,000	35,411,360	577,800	1,673,158	577,800	1,404,908
平成27年2月1日～ 平成27年3月31日 (注)5	80,000	35,491,360	15,275	1,688,433	15,275	1,420,183
平成27年11月1日～ 平成27年12月31日 (注)5	260,000	35,751,360	17,497	1,705,931	17,497	1,437,681
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日 (注)5	153,000	35,904,360	59,032	1,764,965	59,032	1,496,715
平成28年10月1日～ 平成29年3月31日 (注)6	2,017,502	37,921,862	716,656	2,481,621	716,656	2,213,371
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注)5	108,000	38,029,862	25,724	2,507,346	25,724	2,239,096

- (注) 1 普通株式を原株とする米国預託証券の募集において、オーバーアロットメントの対象となる部分以外に係る米国預託証券の払込みにより、発行済株式総数が220,000株、資本金が439,224千円及び資本準備金が439,224千円増加しております。
- 2 普通株式を原株とする米国預託証券の募集において、オーバーアロットメントの対象となる部分に係る米国預託証券の払込みにより、発行済株式総数が28,000株、資本金が53,140千円及び資本準備金が53,140千円増加しております。
- 3 株式分割により発行済株式総数が30,970,224株増加しております。
- 4 第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム"STEP2014モデル"）に基づく払込みにより、発行済株式総数が1,000,000株、資本金が577,800千円及び資本準備金が577,800千円増加しております。
- 5 新株予約権の行使による増加であります。
- 6 転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式総数が1,537,502株、資本金が643,000千円及び資本準備金が643,000千円増加し、新株予約権の行使により発行済株式総数が480,000株、資本金が91,656千円、資本準備金が91,656千円増加しております。
- 7 平成30年4月1日から平成30年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が82,000株、資本金が46,560千円及び資本準備金が46,560千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	7	31	82	41	14	17,098	17,273	
所有株式数(単元)	0	25,203	4,848	33,692	47,434	111	268,786	380,074	
所有株式数の割合(%)	0	6.63	1.28	8.86	12.48	0.03	70.72	100.00	

(注) 自己株式 630株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に30株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	18.19
株式会社フォーカシステムズ	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	7.84
池上 成朝	東京都港区	2,722,800	7.15
THE BANK OF NEW YORK MELLON	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L-2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG	1,722,400	4.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	991,500	2.60
THE BANK OF NEW YORK	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	619,700	1.62
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	545,900	1.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	527,300	1.38
MSIP CLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	508,701	1.33
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.13
計		17,973,221	47.19

(注) 平成30年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社、その共同保有者であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock (Luxembourg)S.A.)及びブラックロック・インターナショナル・リミテッド(BlackRock International Limited)が平成30年3月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	327,300	0.86
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	1,722,400	4.53
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド(BlackRock International Limited)	英国 エディンバラ センブル・ストリート1 エクスチェンジ・プレース・ワン(郵便番号EH3 8BL)	298,800	0.79

(7) 【議決権の状況】

発行済株式

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,006,800	380,068	
単元未満株式	普通株式 22,462		
発行済株式総数	38,029,862		
総株主の議決権		380,068	

自己株式等

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社FRONTEO	東京都港区港南2-12-23 明産高浜ビル7F	600		600	0.00
計		600		600	0.00

(注) 30株は単元未満株式であるため、上記には含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	630		630	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

株主に対する利益還元は、当社グループ経営の重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行う事を基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当事業年度におきましては、財務基盤の強化と将来の事業拡大のための内部留保の蓄積を図ることを最優先とし、無配当とさせていただきます。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(配当制限)

借入金のうち、平成28年7月26日及び平成28年9月27日に締結したシンジケートローン契約、平成27年11月30日に締結した長期借入契約、平成30年1月17日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

平成28年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 199,999千円

長期借入金 666,666千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成28年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円

長期借入金 210,000千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 187,493千円

長期借入金 1,312,455千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 126,809千円

長期借入金 1,320,626千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	21,486千円
長期借入金	161,148千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	85,300千円
長期借入金	175,866千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成30年1月17日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	1,000,000千円
-------	-------------

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

4 【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	5,540 554	1,421	1,065	1,346	877
最低(円)	2,194 219	325	559	687	559

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2 印は、株式分割(平成26年4月1日付で1株を10株に分割)による権利落後の株価であります。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	697	747	726	826	784	877
最低(円)	646	598	640	699	650	724

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 有価証券報告書提出日（平成30年7月2日）現在の役員の状況

男性8名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	最高経営 責任者	守本正宏	昭和41年4月6日生	平成元年3月 海上自衛隊任官 平成7年4月 アプライドマテリアルズジャ パン株式会社入社 平成15年8月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 平成19年12月 UBIC North America, Inc. (現FRONTEO USA, Inc.) 代表取締役社長 平成27年4月 UBIC North America, Inc.(現 FRONTEO USA, Inc.)代表取締役 会長 平成27年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役 平成27年7月 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.)取締役(現任) 平成27年9月 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 平成29年5月 株式会社FRONTEOヘルスケア代表 取締役会長(現任)	(注)3	6,920,400
取締役 副社長	最高執行 責任者	池上成朝	昭和47年6月4日生	平成8年4月 アプライドマテリアルズジャ パン株式会社入社 平成15年12月 当社取締役 平成19年11月 当社取締役副社長(現任) 平成19年12月 UBIC North America, Inc.(現 FRONTEO USA, Inc.)取締役 平成27年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役社 長 平成27年7月 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc. 取締役(現任) 平成27年9月 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 平成29年5月 株式会社FRONTEOヘルスケア取締 役(現任) 平成29年9月 FRONTEO USA, Inc.代表取締役 (現任)	(注)3	2,722,800
取締役		武田秀樹	昭和48年8月1日生	平成8年5月 株式会社ミツエーリンクス入社 平成11年10月 株式会社ソフトビジョン入社 平成14年7月 株式会社アイ・ビー・ビー入社 平成21年7月 当社入社 平成24年12月 当社執行役員 平成26年7月 行動情報科学研究所 所長(現 任) 平成27年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役 (現任) 平成27年9月 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 平成28年6月 当社取締役(現任)	(注)3	59,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		舟橋 信 (注) 1	昭和20年12月28日生	昭和43年4月 警察庁入庁 平成11年3月 警察庁技術審議官 平成13年3月 株式会社ユー・エス・イー 特別顧問 平成15年4月 NTTデータクリエイション 株式会社(現株式会社NTTデータ アイ)入社 平成15年6月 同社取締役 平成19年6月 同社取締役執行役員 平成20年6月 同社顧問 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 株式会社セキュリティ工学研究所 取締役(現任) 平成25年10月 一般社団法人日本画像認識協会理 事(現任) 平成27年8月 一般社団法人メディカルITセキュ リティフォーラム理事(現任)	(注) 3	5,400
取締役		桐澤 寛興 (注) 1	昭和41年7月31日生	平成3年4月 株式会社福井地所入社 平成8年8月 戸田譲三税理士事務所入所 平成12年4月 株式会社アニモ入社 平成16年2月 桐澤寛興税理士事務所(現響き税 理士法人)設立 所長 平成17年8月 当社社外監査役 平成20年10月 株式会社マネージメントファーム 代表取締役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年8月 キリサワ税理士法人(現響き税理 士法人)代表社員(現任)	(注) 3	96,900
常勤監査役		須藤 邦博 (注) 2	昭和20年8月14日生	昭和44年12月 日本ビクター株式会社(現株式会 社JVCケンウッド)入社 平成14年7月 ビクターレジャーシステム株式会 社 取締役管理部長 平成17年8月 日本ビクター株式会社 定年退職 平成17年10月 ビクターレジャーシステム株式会 社 顧問 平成19年3月 株式会社エクシング 顧問 平成19年8月 株式会社アクアキャスト入社 平成19年10月 同社 取締役管理本部長 平成23年4月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	2,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		安本隆晴 (注)2	昭和29年3月10日生	昭和53年11月 監査法人朝日会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和57年8月 公認会計士登録 平成4年4月 安本公認会計士事務所所長(現任) 平成5年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役(現任) 平成13年8月 アスクル株式会社社外監査役(現任) 平成15年6月 株式会社リンク・インターナショナル(現株式会社リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現任) 平成19年4月 中央大学 専門職大学院 国際会計研究科 特任教授 平成22年6月 当社社外監査役(現任) 平成29年12月 GROOVE X株式会社社外監査役(現任)	(注)4	4,000
監査役		大久保圭 (注)2	昭和51年2月17日生	平成12年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 平成20年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー(現任) 平成28年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	0
計						9,811,200

- (注) 1 取締役舟橋信氏及び桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役須藤邦博氏、安本隆晴氏及び大久保圭氏は、社外監査役であります。
- 3 平成28年6月29日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度に係る平成30年6月開催の定時株主総会終結時までであります。ただし、平成30年3月期に係る定時株主総会については、平成30年7月11日に継続会が開催されることから、任期は当該継続会終結の時までとなります。
- 4 平成26年6月24日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成30年6月開催の定時株主総会終結時までであります。ただし、平成30年3月期に係る定時株主総会については、平成30年7月11日に継続会が開催されることから、任期は当該継続会終結の時までとなります。
- 5 平成28年6月29日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成32年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、野崎周作、白井喜勝、手塚清二、山並憲司、上杉知弘及びYongmin Choで構成されております。

(2) 平成30年6月30日開催の平成30年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「取締役6名選任の件」及び「監査役2名選任の件」が承認可決され、取締役及び監査役が選任されておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は、平成30年7月11日に本総会の継続会を開催いたします。選任された取締役及び監査役は、本継続会終結の時に就任しますので、本継続会終結後の役員の状況は下記のとおりとなります。

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	最高経営 責任者	守本正宏	昭和41年4月6日生	平成元年3月 平成7年4月 平成15年8月 平成19年12月 平成27年4月 平成27年4月 平成27年7月 平成27年9月 平成29年5月	海上自衛隊任官 アプライドマテリアルズジャ パン株式会社入社 当社設立 当社代表取締役社長(現任) UBIC North America, Inc. (現FRONTEO USA, Inc.) 代表取締役社長 UBIC North America, Inc.(現 FRONTEO USA, Inc.)代表取締役 会長 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.)取締役(現任) 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 株式会社FRONTEOヘルスケア代表 取締役会長(現任)	(注)3	6,920,400
取締役 副社長	最高執行 責任者	池上成朝	昭和47年6月4日生	平成8年4月 平成15年12月 平成19年11月 平成19年12月 平成27年4月 平成27年7月 平成27年9月 平成29年5月 平成29年9月	アプライドマテリアルズジャ パン株式会社入社 当社取締役 当社取締役副社長(現任) UBIC North America, Inc.(現 FRONTEO USA, Inc.)取締役 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役社 長 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc. 取締役(現任) 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 株式会社FRONTEOヘルスケア取締 役(現任) FRONTEO USA, Inc.代表取締役 (現任)	(注)3	2,722,800
取締役		武田秀樹	昭和48年8月1日生	平成8年5月 平成11年10月 平成14年7月 平成21年7月 平成24年12月 平成26年7月 平成27年4月 平成27年9月 平成28年6月	株式会社ミツエーリンクス入社 株式会社ソフトビジョン入社 株式会社アイ・ピー・ビー入社 当社入社 当社執行役員 行動情報科学研究所 所長(現 任) 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会 社FRONTEOヘルスケア)取締役 (現任) 株式会社FRONTEOコミュニケー ションズ(平成30年5月当社と合 併により消滅)取締役 当社取締役(現任)	(注)3	59,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		上 杉 知 弘	昭和45年5月18日生	平成5年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行)入社 平成11年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成15年6月 三洋電機株式会社入社 平成24年5月 コナミ株式会社(現コナミホールディングス株式会社)入社 平成27年4月 株式会社ワイ・インターナショナル入社 平成27年7月 同社取締役副社長 平成29年8月 当社入社 平成29年9月 当社執行役員 平成29年10月 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(平成30年5月当社と合併により消滅)監査役 平成29年10月 株式会社FRONTEOヘルスケア監査役(現任) 平成30年7月 当社取締役(現任)	(注)3	0
取締役		舟 橋 信 (注)1	昭和20年12月28日生	昭和43年4月 警察庁入庁 平成11年3月 警察庁技術審議官 平成13年3月 株式会社ユー・エス・イー 特別顧問 平成15年4月 NTTデータクリエイション 株式会社(現株式会社NTTデータアイ)入社 平成15年6月 同社取締役 平成19年6月 同社取締役執行役員 平成20年6月 同社顧問 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 株式会社セキュリティ工学研究所 取締役(現任) 平成25年10月 一般社団法人日本画像認識協会理事(現任) 平成27年8月 一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事(現任)	(注)3	5,400
取締役		桐 澤 寛 興 (注)1	昭和41年7月31日生	平成3年4月 株式会社福井地所入社 平成8年8月 戸田譲三税理士事務所入所 平成12年4月 株式会社アノモ入社 平成16年2月 桐澤寛興税理士事務所(現響き税理士法人)設立 所長 平成17年8月 当社社外監査役 平成20年10月 株式会社マネージメントファーム 代表取締役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年8月 キリサワ税理士法人(現響き税理士法人)代表社員(現任)	(注)3	96,900
常勤監査役		須 藤 邦 博 (注)2	昭和20年8月14日生	昭和44年12月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 平成14年7月 ビクターレジャーシステム株式会社 取締役管理部長 平成17年8月 日本ビクター株式会社 定年退職 平成17年10月 ビクターレジャーシステム株式会社 顧問 平成19年3月 株式会社エクシング 顧問 平成19年8月 株式会社アクアキャスト入社 平成19年10月 同社 取締役管理本部長 平成23年4月 当社社外監査役(現任)	(注)4	2,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		安本隆晴 (注)2	昭和29年3月10日生	昭和53年11月 昭和57年8月 平成4年4月 平成5年11月 平成13年8月 平成15年6月 平成19年4月 平成22年6月 平成29年12月	監査法人朝日会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 安本公認会計士事務所所長(現任) 株式会社ファーストリテイリング社外監査役(現任) アスクール株式会社社外監査役(現任) 株式会社リンク・インターナショナル(現株式会社リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現任) 中央大学 専門職大学院 国際会計研究科 特任教授 当社社外監査役(現任) GROOVE X株式会社社外監査役(現任)	(注)4	4,000
監査役		大久保圭 (注)2	昭和51年2月17日生	平成12年4月 平成20年1月 平成28年6月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 長島・大野・常松法律事務所パートナー(現任) 当社社外監査役(現任)	(注)5	0
計							9,811,200

- (注) 1 取締役舟橋信氏及び桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役須藤邦博氏、安本隆晴氏及び大久保圭氏は、社外監査役であります。
- 3 平成30年6月30日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度に係る平成32年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 4 平成30年6月30日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成34年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 5 平成28年6月29日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る平成32年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、野崎周作、白井喜勝、手塚清二、山並憲司及びYongmin Choで構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、訴訟支援や不正調査といった事業においてお客様の法的リスクの低減を目的とした支援を行ってまいりました。特にアジア企業の企業価値維持・向上に関しては、ローカルサポート体制の確立やアジア言語解析技術の研究開発などを通し、業界における先駆者として一定の評価を頂いていると考えております。

現在当社グループは、法務分野での情報解析を通じて培った独自の人工知能技術を活用して、新たな社会的課題の解決に取り組んでおります。人間の暗黙知を理解する当社の人工知能「KIBIT」は、これまで人間の判断を必要とした多くの作業を代替し、データ量の増大に伴い困難となっていたビッグデータから必要かつ適切な情報に出会えるfairな世界の実現を可能とします。様々な分野で豊かな社会の実現に寄与し、ステークホルダーの皆様信頼される存在になるよう、当社自身の企業価値維持向上を基本方針として活動を行います。

当社では、市場環境の変化が激しい情報産業の中で継続して企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立による内部統制の充実が不可欠であると考えております。基本方針である企業価値の継続的な向上を実現するために、透明性と健全性を確保した経営体制の確立、ステークホルダーの皆様との緊密なコミュニケーション、拡大する当社の中でのコンプライアンスの堅守などを取り組みます。ステークホルダーの皆様と共に社会の未来の創造に寄与するために様々な分野での挑戦を続けると共に、そのために必要な組織体制の整備、拡充を行ってまいります。

企業統治の体制

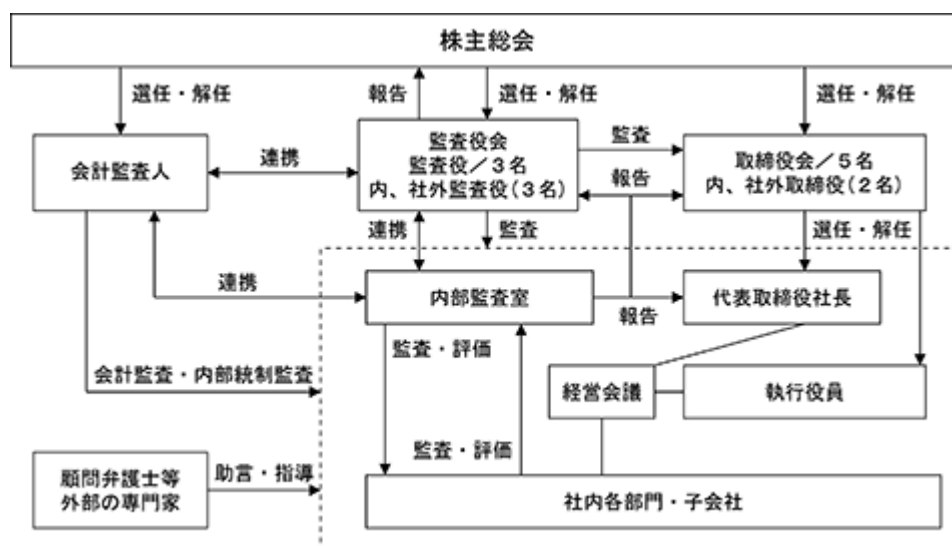
イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、提出日現在において取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。原則毎月1回、定時取締役会が開催され、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告されております。また、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

また、当社は取締役の業務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行致します。

監査役会は毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に開催されており、監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

当社の企業統治体制は下図のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備状況

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・マニュアル」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。

取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。

取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。

内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。

取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。

新たに生じたリスクへの対応については、取締役会において速やかに対応をはかる。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

迅速かつ確かな経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。

取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。

(e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行なっていく。

当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社および子会社は、少数株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。

内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。

監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。
当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
内部監査室が行う内部監査の結果
内部監査室が行う内部統制評価の結果
内部通報制度による通報の状況
- (i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
監査役は、取締役との意見交換を定期的に行い、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。
監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- (j) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施すると共に、その有効性を定期的に評価していく。
- (k) 反社会的勢力排除に向けた体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを「コンプライアンス・マニュアル」の基本原則等に定め、徹底していく。

内部監査、監査役監査の状況

当社の内部監査に関しては、内部監査室が実施しております。また、監査役監査につきましては、常勤監査役1名、監査役2名の計3名(すべて社外監査役)が実施しております。内部監査室と監査役は連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換会を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役の状況

イ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外取締役及び社外監査役の間には、取引等の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の選任理由

当社において社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

- (a) 社外取締役舟橋信氏につきましては、元警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識を当社経営に活かしていただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (b) 社外取締役桐澤寛興氏は、税理士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識を当社経営に活かしていただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (c) 社外監査役須藤邦博氏は、総務経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識を当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っている

コンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

- (d) 社外監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (e) 社外監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。

八．責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

顧問弁護士・会計監査の状況

当社は、当事業年度において安富潔弁護士、出澤秀二弁護士及び川崎清隆弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律面における経営上の問題が起きないよう助言、指導を受けております。

会計監査人による監査は、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が監査業務を実施しております。なお、当期において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	香山 良
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	田中 卓也

・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士	13名
米国公認会計士	2名
その他	15名

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	115,440	115,440	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	31,450	31,450	-	-	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額の決定に関わる基本方針

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役のそれぞれの報酬の限度額を決議しております。役員個人の報酬額は、取締役については取締役会において、監査役については監査役会において決定しております。

平成24年6月22日開催の臨時株主総会において決議された限度額は以下のとおりであります。

取締役の報酬限度額(年額) 350,000千円以内

平成19年2月6日開催の臨時株主総会において決議された限度額は以下のとおりであります。

監査役の報酬限度額(年額) 80,000千円以内

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 848,700千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社 フォーカスシステムズ	900,000	500,400	ソフトウェア開発、及び販売の強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社 フォーカスシステムズ	900,000	848,700	ソフトウェア開発、及び販売の強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当する投資株式は保有しておりません。

取締役の定数及び取締役選解任決議要件

取締役については、取締役の定数を10名以内と定款に定めています。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、またその決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。なお、取締役の解任については、会社法と異なる別段の定めはありません。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- イ．当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを目的として、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。
- ロ．当社は、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的として、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。
- ハ．当社は、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的として、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。なお、当社と、会計監査人 新日本有限責任監査法人が締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	229,000		150,000	
連結子会社				
計	229,000		150,000	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法及びPCAOB監査基準に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Young LLPの監査を受けており、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額には、当該監査報酬額を含めております。

当連結会計年度における上記報酬等の額以外に、前連結会計年度に係る追加報酬の額が56,600千円あります。

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社はErnst & Young LLPに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である移転価格に係る税務アドバイスについての対価を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条第1項に定めのとおり、代表取締役が監査役会の同意を得た上で、決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容等の情報収集に努めております。また、監査法人等の行うセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,536,426	5,130,620
受取手形及び売掛金	3,319,973	2,631,007
商品	69,396	37,313
貯蔵品	4,072	3,425
繰延税金資産	660,810	110,158
その他	609,117	359,050
貸倒引当金	165,634	81,065
流動資産合計	9,034,162	8,190,510
固定資産		
有形固定資産		
建物	707,815	296,829
減価償却累計額	1 185,225	1 149,471
建物（純額）	522,590	147,357
車両運搬具	11,222	9,653
減価償却累計額	5,228	6,333
車両運搬具（純額）	5,993	3,320
工具、器具及び備品	1,432,040	1,421,973
減価償却累計額	1 900,269	1 976,048
工具、器具及び備品（純額）	531,770	445,924
リース資産	125,824	248,411
減価償却累計額	13,097	82,161
リース資産（純額）	112,727	166,249
その他	3,775	-
有形固定資産合計	1,176,857	762,851
無形固定資産		
ソフトウェア	910,176	673,275
のれん	2,001,315	1,807,080
顧客関連資産	1,913,459	1,671,594
その他	202,404	232,171
無形固定資産合計	5,027,355	4,384,121
投資その他の資産		
投資有価証券	500,414	3 848,714
差入保証金	140,641	124,074
長期預金	224,380	212,480
繰延税金資産	4,062	3,296
その他	50,997	52,739
投資その他の資産合計	920,496	1,241,304
固定資産合計	7,124,709	6,388,277
資産合計	16,158,872	14,578,787

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	513,223	143,900
短期借入金	4 1,000,000	3, 4 1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 4 798,269	2, 3, 4 960,949
未払金	196,038	275,411
未払法人税等	150,260	223,930
賞与引当金	153,622	16,094
繰延税金負債	-	4,879
事業整理損失引当金	-	190,847
その他	885,583	828,007
流動負債合計	3,696,999	4,144,020
固定負債		
新株予約権付社債	1,250,000	1,250,000
長期借入金	2, 3, 4 4,838,607	2, 3, 4 4,044,314
繰延税金負債	758,068	303,489
退職給付に係る負債	35,678	40,836
資産除去債務	44,747	45,248
その他	516,092	397,276
固定負債合計	7,443,194	6,081,166
負債合計	11,140,193	10,225,186
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,481,621	2,507,346
資本剰余金	2,266,210	2,292,432
利益剰余金	99,753	728,370
自己株式	26	26
株主資本合計	4,847,559	4,071,382
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	272,559	514,209
為替換算調整勘定	342,345	537,339
その他の包括利益累計額合計	69,786	23,129
新株予約権	208,560	265,884
非支配株主持分	32,344	39,464
純資産合計	5,018,678	4,353,601
負債純資産合計	16,158,872	14,578,787

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高	11,207,730	12,217,770
売上原価	6,873,770	1 6,990,649
売上総利益	4,333,960	5,227,120
販売費及び一般管理費	2, 3 5,540,622	2, 3 5,049,405
営業利益又は営業損失()	1,206,662	177,715
営業外収益		
受取利息	3,634	2,658
受取配当金	14,400	11,250
受取家賃	4,193	15,696
条件付取得対価に係る公正価値変動額	-	46,478
その他	29,845	9,106
営業外収益合計	52,074	85,190
営業外費用		
支払利息	28,981	54,213
社債発行費	16,036	-
シンジケートローン手数料	11,783	12,500
為替差損	14,593	207,622
その他	28,962	5,142
営業外費用合計	100,356	279,477
経常損失()	1,254,944	16,572
特別利益		
新株予約権戻入益	-	11,130
固定資産売却益	4 685	4 446
特別利益合計	685	11,576
特別損失		
構造改革費用	-	9 781,372
固定資産売却損	5 28,464	5 158
固定資産除却損	6 15,652	6 980
減損損失	-	7 73,160
投資有価証券売却損	2,441	-
特別退職金	8 70,049	-
特別損失合計	116,607	855,672
税金等調整前当期純損失()	1,370,867	860,668
法人税、住民税及び事業税	39,966	43,630
法人税等調整額	468,991	86,792
法人税等合計	429,024	43,162
当期純損失()	941,842	817,506
非支配株主に帰属する当期純利益	6,224	10,617
親会社株主に帰属する当期純損失()	948,067	828,124

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純損失()	941,842	817,506
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,768	241,650
繰延ヘッジ損益	3,942	-
為替換算調整勘定	58,922	194,993
その他の包括利益合計	80,748	46,656
包括利益	1,022,590	770,849
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,028,815	781,467
非支配株主に係る包括利益	6,224	10,617

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,705,931	1,493,391	1,155,073	26	4,354,369
当期変動額					
新株の発行	775,689	775,689			1,551,379
剰余金の配当			107,252		107,252
親会社株主に帰属する当期純損失()			948,067		948,067
連結子会社の増資による持分の増減		2,870			2,870
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	775,689	772,819	1,055,319	-	493,189
当期末残高	2,481,621	2,266,210	99,753	26	4,847,559

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	298,327	3,942	283,423	10,961	272,920	19,197	4,657,450
当期変動額							
新株の発行							1,551,379
剰余金の配当							107,252
親会社株主に帰属する当期純損失()							948,067
連結子会社の増資による持分の増減							2,870
連結子会社株式の取得による持分の増減							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,768	3,942	58,922	80,748	64,359	13,146	131,961
当期変動額合計	25,768	3,942	58,922	80,748	64,359	13,146	361,228
当期末残高	272,559	-	342,345	69,786	208,560	32,344	5,018,678

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,481,621	2,266,210	99,753	26	4,847,559
当期変動額					
新株の発行	25,724	25,724			51,449
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純損失()			828,124		828,124
連結子会社の増資による持分の増減					-
連結子会社株式の取得による持分の増減		497			497
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	25,724	26,222	828,124	-	776,177
当期末残高	2,507,346	2,292,432	728,370	26	4,071,382

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	272,559	-	342,345	69,786	208,560	32,344	5,018,678
当期変動額							
新株の発行							51,449
剰余金の配当							-
親会社株主に帰属する当期純損失()							828,124
連結子会社の増資による持分の増減							-
連結子会社株式の取得による持分の増減							497
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	241,650	-	194,993	46,656	57,323	7,119	111,100
当期変動額合計	241,650	-	194,993	46,656	57,323	7,119	665,077
当期末残高	514,209	-	537,339	23,129	265,884	39,464	4,353,601

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,370,867	860,668
減価償却費	1,039,196	1,015,447
減損損失	-	73,160
のれん償却額	131,304	175,354
社債発行費	16,036	-
シンジケートローン手数料	11,783	12,500
特別退職金	70,049	-
固定資産売却損益(は益)	27,779	287
固定資産除却損	15,652	980
構造改革費用	-	781,372
新株予約権戻入益	-	11,130
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5,455	5,182
賞与引当金の増減額(は減少)	37,623	137,445
貸倒引当金の増減額(は減少)	89,474	74,803
受取利息及び受取配当金	18,034	13,908
支払利息	28,981	54,213
為替差損益(は益)	214,401	230,790
売上債権の増減額(は増加)	385,470	579,215
たな卸資産の増減額(は増加)	64,435	32,724
仕入債務の増減額(は減少)	149,868	360,785
未払金の増減額(は減少)	292,015	241,818
その他	587,957	152,536
小計	134,061	1,591,196
利息及び配当金の受取額	18,034	13,908
利息の支払額	22,833	42,820
構造改革費用の支払額	-	160,994
特別退職金の支払額	70,049	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	10,845	94,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	198,064	1,495,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	328,435	211,053
有形固定資産の売却による収入	9,972	446
無形固定資産の取得による支出	501,887	407,751
無形固定資産の売却による収入	485	-
投資有価証券の売却による収入	100,000	-
差入保証金の差入による支出	28,969	7,402
差入保証金の回収による収入	35,134	14,015
営業権の取得による支出	2 98,257	2 97,462
子会社株式の条件付取得対価の支払額	828,431	-
その他	2,873	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,643,262	709,207

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,370,000	3,100,000
短期借入金の返済による支出	3,422,000	2,600,000
長期借入れによる収入	1,855,897	200,000
長期借入金の返済による支出	750,641	826,083
ファイナンス・リース債務の返済による支出	16,101	42,745
新株予約権付社債の発行による収入	2,500,000	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	3,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	184,374	31,542
配当金の支払額	107,252	-
シンジケートローン手数料の支払額	33,780	29,160
新株予約権の発行による収入	-	31,012
その他	16,567	271
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,563,928	138,706
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,621	53,277
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,737,223	594,163
現金及び現金同等物の期首残高	1,795,958	4,533,182
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,533,182	1 5,127,345

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品

当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。ただし、一部の連結子会社の商品については、総平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、顧客関連資産およびその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 10～15年

その他の無形資産 2～10年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

社債発行費

支出時に全額費用処理をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。

事業整理損失引当金

当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

ヘッジ方針

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、15年以内のその効果の及び期間にわたって定額法により定期的に償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(原価計算方法の変更)

当社は、従来、ソフトウェア製作費のうち、ソフトウェアの機能の改良・強化を行うための費用総額について、工数を基にした配賦計算により各製品のソフトウェア計上額を算定していました。第2四半期連結会計期間より、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用については各製品に直課し、それ以外の費用については工数を基にした配賦計算により各製品に配賦する方法に変更しています。

この変更は、ソフトウェアの原価管理を適時かつ精緻に行い、より適正なソフトウェアの評価及び期間損益計算を行うことを目的としており、研究開発部門の組織管理体制についてより一層の強化・確立したことにより、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用の集計が明確に行えるようになったことを契機に行うものであります。

第1四半期連結会計期間以前については変更後の原価計算を行うために必要な情報を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であります。そのため、第1四半期連結会計期間末におけるソフトウェアの帳簿価額を第2四半期連結会計期間の期首残高として、期首から将来にわたり変更後の会計方針を適用しています。

この変更により、従来の方策によった場合と比較し、当連結会計年度の営業利益は4,545千円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,545千円増加しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日 企業会計基準委員会）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

従業員等に対して対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとされました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 減価償却累計額に含まれる減損損失累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減損損失累計額	38,032千円	37,707千円

2. 当社は、運転資金、設備投資資金及び開発資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座貸越契約、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約総額	2,390,000千円	2,690,000千円
借入実行残高	2,300,000千円	2,300,000千円
差引額	90,000千円	390,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
関係会社株式	5,867,416千円	5,867,416千円
投資有価証券	千円	848,700千円

なお、関係会社株式は連結上相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	千円	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	212,109千円	212,109千円
長期借入金	1,708,602千円	1,496,492千円
計	1,920,711千円	2,208,602千円

4. 借入金のうち、平成28年7月26日及び平成28年9月27日に締結したシンジケートローン契約、平成27年11月30日に締結した長期借入契約、平成30年1月17日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

平成28年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 199,999千円

長期借入金 666,666千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成28年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円

長期借入金 210,000千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 187,493千円

長期借入金 1,312,455千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 126,809千円

長期借入金 1,320,626千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 21,486千円

長期借入金 161,148千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	85,300千円
長期借入金	175,866千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成30年1月17日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	1,000,000千円
-------	-------------

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社グループは、当連結会計年度において、上記 から について、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあります。しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みであります。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
-千円	18,760千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	145,100千円	160,410千円
給料及び手当	1,946,344千円	1,828,504千円
貸倒引当金繰入額	71,837千円	56,799千円
賞与引当金繰入額	280,194千円	180,269千円
退職給付費用	6,656千円	12,974千円
減価償却費	453,475千円	495,656千円
支払手数料	897,246千円	783,800千円
業務委託料	251,913千円	264,567千円

3. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費	83,678千円	119,159千円

4. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	685千円	446千円

5. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	28,464千円	158千円

6. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
車両運搬具	-千円	-千円
工具、器具及び備品	119千円	461千円
リース資産	614千円	-千円
ソフトウェア	36千円	-千円
無形固定資産(その他)	14,882千円	518千円

7. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	工具、器具及び備品	日本	34,600千円
事業用資産	ソフトウェア	日本	38,560千円

当社グループは、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグループピングを行っております。

ヘルスケア部門において将来の使用が見込まれなくなった資産について、収益性低下に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

8. 特別退職金の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

米国子会社の経営合理化に伴うものであり主に現地経営層への特別退職金であります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

9. 構造改革費用の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

米国子会社の経営合理化に伴うものであり主に現地従業員への特別退職金149,003千円、固定資産除却損632,369千円であります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	34,700千円	348,300千円
組替調整額	2,441千円	- 千円
税効果調整前	37,141千円	348,300千円
税効果額	11,372千円	106,649千円
その他有価証券評価差額金	25,768千円	241,650千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	3,942千円	- 千円
組替調整額	- 千円	千円
税効果調整前	3,942千円	- 千円
税効果額	- 千円	- 千円
繰延ヘッジ損益	3,942千円	- 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	58,922千円	194,993千円
その他の包括利益合計	80,748千円	46,656千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	35,751,360	2,170,502	-	37,921,862
合計	35,751,360	2,170,502	-	37,921,862
自己株式				
普通株式	630	-	-	630
合計	630	-	-	630

(注) 1 発行済株式の総数は、新株予約権付社債の行使により1,537,502株、ストック・オプションの権利行使により633,000株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						12,874
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						30,760
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権						46,864
	第8回新株予約権	普通株式	88,000		88,000		
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権						40,193
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権						54,297
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権						9,904
	第13回ストック・オプションとしての新株予約権						9,616
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権						3,602
	第15回ストック・オプションとしての新株予約権						447
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(平成28年11月14日発行)	普通株式		3,075,030	1,537,502	1,537,528	(注)1
合計			88,000	3,075,030	1,625,502	1,537,528	208,560

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(変動事由の概要)

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の発行による増加 3,075,030株

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少 1,537,502株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	107,252	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	37,921,862	108,000	-	38,029,862
合計	37,921,862	108,000	-	38,029,862
自己株式				
普通株式	630	-	-	630
合計	630	-	-	630

(注) 1 発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により108,000株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						30,760
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権						42,229
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権						42,230
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権						74,860
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権						11,747
	第13回ストック・オプションとしての新株予約権						21,155
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権						8,358
	第15回ストック・オプションとしての新株予約権						1,788
	第16回ストック・オプションとしての新株予約権						4,140
	第17回ストック・オプションとしての新株予約権						20,412
	第18回ストック・オプションとしての新株予約権						4,862
	第19回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第20回ストック・オプションとしての新株予約権						3,172
	第21回ストック・オプションとしての新株予約権						165
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(平成28年11月14日発行)	普通株式	1,537,528			1,537,528	(注) 1	
合計			1,537,528		1,537,528	265,884	

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	4,536,426千円	5,130,620千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,104千円	1,098千円
別段預金	2,139千円	2,176千円
現金及び現金同等物	4,533,182千円	5,127,345千円

2. 営業権の取得により増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

事業譲受により新たにEssential Discovery, Inc.を取得したことに伴い増加した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	27,710千円
固定資産	120,781千円
のれん	127,449千円
流動負債	20,485千円
取得価額	255,455千円
取得に係る未払金	157,197千円
営業権の取得のための支出	98,257千円

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

前連結会計年度におけるEssential Discovery, Inc.の事業譲受に係る未払金の支出及び条件付取得対価の支払によるものであります。

3. 重要な非資金取引の内容

新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	150,689千円	9,953千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	150,689千円	9,953千円

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	625,000千円	- 千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	625,000千円	- 千円
新株予約権の行使による 転換社債型新株予約権付社債の減少額	1,250,000千円	- 千円

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	113,847千円	53,522千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主としてリーガル事業のデータセンターに関する設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	353,645千円	311,388千円
1年超	1,124,349千円	1,164,226千円
合計	1,477,995千円	1,475,614千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金(主として短期)を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、リース債務及び新株予約権付社債は主に運転資金(主として短期)、設備投資資金(長期)を目的としたものであります。長期借入金の償還日は連結決算日後、最長で5年6ヶ月であります。借入金のうちの一部は変動金利による金利変動リスク及び外貨建による為替変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛債権管理規程に従い、営業債権等について各部門における管理担当が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、毎月入金状況について報告書を回付し、取引先への連絡を行っております。連結子会社についても、当社の売掛債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また当社は、一部の借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引(金利通貨スワップ)を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金（主として短期）を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、リース債務及び新株予約権付社債は主に運転資金（主として短期）、設備投資資金（長期）を目的としたものであります。長期借入金の償還日は連結決算日後、最長で4年6ヶ月であります。借入金のうちの一部は変動金利による金利変動リスク及び外貨建による為替変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛債権管理規程に従い、営業債権等について各部門における管理担当が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、毎月入金状況について報告書を回付し、取引先への連絡を行っております。連結子会社についても、当社の売掛債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また当社は、一部の借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引(金利通貨スワップ)を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)(*1)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,536,426	4,536,426	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,319,973	3,319,973	-
貸倒引当金(*2)	165,634	165,634	-
	3,154,338	3,154,338	-
(3) 投資有価証券	500,400	500,400	-
資産計	8,191,164	8,191,164	-
(1) 買掛金	(513,223)	(513,223)	-
(2) 未払金	(196,038)	(196,038)	-
(3) 短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	-
(4) 長期借入金(*3)	(5,636,877)	(5,651,020)	(14,143)
(5) リース債務	(119,362)	(119,362)	-
(6) 新株予約権付社債	(1,250,000)	(1,231,903)	18,096
負債計	(8,715,502)	(8,711,548)	3,953
(7) デリバティブ取引(*4)	(7,624)	(7,624)	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)(*1)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,130,620	5,130,620	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,631,007	2,631,007	-
貸倒引当金(*2)	81,065	81,065	-
	2,549,942	2,549,942	-
(3) 投資有価証券	848,700	848,700	-
資産計	8,529,262	8,529,262	-
(1) 買掛金	(143,900)	(143,900)	-
(2) 未払金	(275,411)	(275,411)	-
(3) 短期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	-
(4) 長期借入金(*3)	(5,005,264)	(5,008,554)	(3,289)
(5) リース債務	(137,941)	(137,941)	-
(6) 新株予約権付社債	(1,250,000)	(1,348,412)	(98,412)
負債計	(8,312,516)	(8,414,218)	(101,701)
(7) デリバティブ取引(*4)	(-)	(-)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金にかかる貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。また、金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金及び(5)リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。
- (6) 新株予約権付社債
転換社債型新株予約権付社債の時価は、連結会計年度末の当社株式の株価（以下、期末株価）が転換価額を上回った場合は、期末株価に新株予約権の行使による交付株式数を乗じて算出しております。なお、期末株価が転換価額を下回る場合には、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定することとしております。
- (7) デリバティブ取引
取引金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
非上場株式	14	14

() これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,536,426	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,319,973	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(社債)	-	-	-	-
合計	7,856,399	-	-	-

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,130,620	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,631,007	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(社債)	-	-	-	-
合計	7,761,627	-	-	-

(注) 4 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日以後の返済予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	-	-	-	-	-
長期借入金	798,269	894,936	773,744	2,813,260	259,999	96,666
リース債務	30,902	31,967	29,402	18,965	8,124	-
新株予約権付社債	-	-	1,250,000	-	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	960,949	839,757	2,847,890	259,999	96,666	-
リース債務	49,654	48,509	29,529	10,084	161	-
新株予約権付社債	-	1,250,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	500,400	107,550	392,850
	小計	500,400	107,550	392,850
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,400	107,550	392,850

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額14千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 前連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債権			
社債	100,000	-	2,441
合計	100,000	-	2,441

当連結会計年度(平成30年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	848,700	107,550	741,150
	小計	848,700	107,550	741,150
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		848,700	107,550	741,150

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額14千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債権	-	-	-
社債	-	-	-
合計	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	種類	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,151,271	-	7,624	7,624
合計		1,151,271	-	7,624	7,624

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,156,054	1,917,251	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体取引によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価は当該長期借入金の時価に含めております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,917,251	1,678,447	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体取引によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価は当該長期借入金の時価に含めております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職一時金制度のみを採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金の支払いに備えるため年金資産を保有・運用しております。当該連結子会社は生命保険会社に年金資産の運用を委託しております。運用利率は当該生命保険会社により一定率が保障されております。

なお、当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	30,105千円	35,678千円
退職給付費用	16,882千円	23,074千円
退職給付の支払額	11,309千円	17,915千円
退職給付に係る負債の期末残高	35,678千円	40,836千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	28,603千円	26,801千円
年金資産	23,827千円	25,492千円
積立型制度の退職給付債務(純額)	4,776千円	1,309千円
非積立型制度の退職給付債務	30,901千円	39,527千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,678千円	40,836千円
退職給付に係る負債	35,678千円	40,836千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,678千円	40,836千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 16,882千円 当連結会計年度 23,074千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	24,758千円	20,677千円
販売費及び一般管理費	28,274千円	36,671千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	- 千円	11,130千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

提出会社

新株予約権の名称	第6回新株予約権
決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 6名 当社の協力者 6名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 160,000 (注)
付与日	平成24年6月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成27年6月22日～平成30年6月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

新株予約権の名称	第7回新株予約権
決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5名 当社従業員 17名 当社子会社従業員 25名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300,000 (注)
付与日	平成25年5月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年6月1日～平成31年5月31日

新株予約権の名称	第9回新株予約権
決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5名 当社従業員 11名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 6名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 200,000
付与日	平成26年5月22日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年5月23日～平成32年5月22日

新株予約権の名称	第11回新株予約権
決議年月日	平成26年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 6名 当社従業員 27名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 10名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 200,000
付与日	平成27年5月28日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成30年5月29日～平成33年5月28日

新株予約権の名称	第12回新株予約権
決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 12名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 60,000
付与日	平成27年8月1日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成30年8月2日～平成33年8月1日

新株予約権の名称	第13回新株予約権
決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 38名 当社子会社従業員 7名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 140,000
付与日	平成28年6月22日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年6月23日から平成34年6月22日まで

新株予約権の名称	第14回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 33名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 70,000
付与日	平成28年8月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年8月27日～平成34年8月26日

新株予約権の名称	第15回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 15,000
付与日	平成28年12月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年12月24日～平成34年12月23日

新株予約権の名称	第16回新株予約権
決議年月日	平成29年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 105,000
付与日	平成29年4月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成32年4月22日～平成35年4月21日

新株予約権の名称	第17回新株予約権
決議年月日	平成29年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 18名 当社子会社従業員 14名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 751,000
付与日	平成29年7月7日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の累計額が下記に掲げる条件を満たしている場合、それぞれに掲げる割合の個数を行使することができる。</p> <p>()800百万円を超過した場合 : 行使可能割合 50%</p> <p>()1,000百万円を超過した場合 : 行使可能割合100%</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年7月1日～平成34年7月6日

新株予約権の名称	第18回新株予約権
決議年月日	平成29年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 24名 当社子会社従業員 15名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 70,000
付与日	平成29年6月23日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成32年6月24日～平成35年6月23日

新株予約権の名称	第20回新株予約権
決議年月日	平成29年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 4名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 145,000
付与日	平成29年12月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成32年12月26日～平成35年12月25日

新株予約権の名称	第21回新株予約権
決議年月日	平成30年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 22,400
付与日	平成30年3月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成33年3月27日～平成36年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

提出会社

ストック・オプションの数

新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与日	平成23年4月28日	平成24年6月21日	平成25年5月31日	平成26年5月22日	平成27年5月28日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	136,000	118,000
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	12,500
権利確定(株)	-	-	-	136,000	-
未確定残(株)	-	-	-	-	105,500
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	80,000	81,000 (注)2	182,000	18,000	15,000
権利確定(株)	-	-	-	136,000	-
権利行使(株)	80,000	-	18,000	10,000	-
失効(株)	-	-	3,000	5,000	-
未行使残(株)	-	81,000 (注)2	161,000	139,000	15,000

新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与日	平成27年8月1日	平成28年6月22日	平成28年8月26日	平成28年12月23日	平成29年4月21日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	60,000	130,500	59,500	15,000	-
付与(株)	-	-	-	-	105,000
失効(株)	33,000	13,100	17,000	-	60,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	27,000	117,400	42,500	15,000	45,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-

新株予約権の名称	第17回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
付与日	平成29年7月7日	平成29年6月23日	平成29年7月21日	平成29年12月25日	平成28年3月26日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
付与(株)	751,000	70,000	6,000	145,000	22,400
失効(株)	255,000	24,700	6,000	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	496,000	45,300	-	145,000	22,400
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成23年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)及び平成24年4月1日付株式分割(株式1株につき2株)並びに平成26年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 付与時点で当社の協力者であったものに対して付与した自社株式オプション15,000株を含んでおります。

単価情報

新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与日	平成23年4月28日	平成24年6月21日	平成25年5月31日	平成26年5月22日	平成27年5月28日
権利行使価格(円)	221	810	469	489	1,029
行使時平均株価(円)	600		729	745	
付与日における公正な評価単価(円)	644	379	258	293	639

新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与日	平成27年8月1日	平成28年6月22日	平成28年8月26日	平成28年12月23日	平成29年4月21日
権利行使価格(円)	930	1,181	809	901	774
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)	472	378	354	410	276

新株予約権の名称	第17回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
付与日	平成29年7月7日	平成29年6月23日	平成29年7月21日	平成29年12月25日	平成28年3月26日
権利行使価格(円)	731	763	806	706	830
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)	42	386	394	301	407

- (注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成23年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)及び平成24年4月1日付株式分割(株式1株につき2株)並びに平成26年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
第16回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 68.248%

過去4年間の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4.15年

過去の行使実績に基づき算定

予想配当率 0.25%

過去3年間の配当実績に基づき算定

無リスク利率 -0.197%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第17回新株予約権(有償ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 68.28%

満期までの期間(5年)の株価実績に基づき算定

満期までの期間 5年

満期までの期間に基づき算定

予想配当率 0%

直近の配当実績に基づき算定

無リスク利率 -0.073%

満期までの期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第18回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 68.034%

過去4年間の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4.19年

過去の行使実績に基づき算定

予想配当率 0.20%

過去3年間の配当実績に基づき算定

無リスク利率 -0.087%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第19回新株予約権

- (1) 使用した算定技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法
 - 株価変動性 67.902%
 - 過去4年間の株価実績に基づき算定
 - 予想残存期間 4.19年
 - 過去の行使実績に基づき算定
 - 予想配当率 0.19%
 - 過去3年間の配当実績に基づき算定
 - 無リスク利率 -0.069%
 - 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第20回新株予約権

- (1) 使用した算定技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法
 - 株価変動性 65.584%
 - 過去4年間の株価実績に基づき算定
 - 予想残存期間 4.20年
 - 過去の行使実績に基づき算定
 - 予想配当率 0.23%
 - 過去3年間の配当実績に基づき算定
 - 無リスク利率 -0.104%
 - 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第21回新株予約権

- (1) 使用した算定技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法
 - 株価変動性 65.082%
 - 過去4年間の株価実績に基づき算定
 - 予想残存期間 4.21年
 - 過去の行使実績に基づき算定
 - 予想配当率 0.22%
 - 過去3年間の配当実績に基づき算定
 - 無リスク利率 -0.132%
 - 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職等による失効率を参考に、権利不確定による失効率を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
(流動資産)		
賞与引当金	67,847千円	10,083千円
未払事業税	4,591千円	13,142千円
繰越欠損金	253,396千円	47,200千円
売掛金	-千円	30,114千円
貸倒引当金	173,651千円	20,792千円
未払費用	158,823千円	70,834千円
その他	101,298千円	18,603千円
繰延税金資産(流動) 小計	759,607千円	210,770千円
評価性引当額	98,797千円	78,802千円
繰延税金資産(流動) 合計	660,810千円	131,967千円
繰延税金負債(流動)との相殺	-千円	21,808千円
繰延税金資産(流動) 純額	660,810千円	110,158千円
(固定資産)		
退職給付に係る負債	9,814千円	11,701千円
減価償却超過額	19,187千円	29,025千円
繰越欠損金	19,676千円	369,031千円
資産除去債務	13,701千円	13,857千円
地代家賃	65,942千円	70,367千円
新株予約権	-千円	8,473千円
関係会社株式取得関連費用	106,440千円	106,440千円
その他	14,610千円	93,448千円
繰延税金資産(固定) 小計	249,372千円	702,345千円
評価性引当額	144,961千円	363,756千円
繰延税金資産(固定) 合計	104,410千円	338,589千円
繰延税金負債(固定)との相殺	100,348千円	335,293千円
繰延税金資産(固定) 純額	4,062千円	3,296千円
繰延税金負債		
(流動負債)		
売掛金	-千円	9,521千円
その他	-千円	17,167千円
繰延税金負債(流動) 合計	-千円	26,688千円
繰延税金資産(流動)との相殺	-千円	21,808千円
繰延税金負債(流動) 純額	-千円	4,879千円
(固定負債)		
その他有価証券評価差額金	87,055千円	193,705千円
海外子会社の減価償却費	81,359千円	38,040千円
資産除去債務	9,266千円	8,343千円
無形固定資産	679,130千円	344,623千円
その他	1,604千円	54,069千円
繰延税金負債(固定) 合計	858,417千円	638,782千円
繰延税金資産(固定)との相殺	100,348千円	335,293千円
繰延税金負債(固定) 純額	758,068千円	303,489千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上したため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

米国において、平成29年12月22日（現地時間）に、平成30年1月1日以降の連邦法人税率を引き下げる税制改革法が成立いたしました。これに伴い、米国子会社における繰延税金資産及び繰延税金負債は、改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しております。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が55,432千円、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が41,055千円それぞれ減少し、法人税等調整額が14,377千円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.633%から1.999%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
期首残高	44,251千円	44,747千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	495千円	501千円
見積りの変更による増加額	- 千円	- 千円
期末残高	44,747千円	45,248千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外でeディスカバリ関連事業の提供を行い事業活動を行っております。国内においては当社が、海外においては主として米国の現地法人がそれぞれ担当しております。

(報告セグメント区分の変更)

リーガルテック事業においては、米国地域にてアジア企業の大型案件(クロスボーダー案件)を更に獲得するために、企業買収等を行ってきました。第2四半期連結会計期間より米国子会社の構造改革を行い、コスト構造の見直しを行うとともに、営業面ではクロスボーダー案件への鮮明なシフトを行いました。この結果、当第2・3四半期連結会計期間においては、収支が大幅に改善するとともに、クロスボーダー案件も当第2・3四半期連結会計期間において、大幅に増加しています。

このような経営環境の中、クロスボーダー案件の管理体制について、各拠点の枠に捉われることなく、当社グループとして、より一層強固なものとするため、平成30年2月に組織体制の変更を行いました。具体的には、全拠点の営業体制を統括するグローバルリーガル事業責任者を置くことで営業判断の一元化を行い、また営業だけでなく、当社の独自ツールである「Lit i View」を利用したオペレーション体制についても全拠点を一体として進捗管理を行い、当社グループとして全体最適となるようにリソースの配分を行います。

従来、リーガルテック事業は拠点毎に損益管理をしてきましたが、グローバルリーガル事業責任者設置の新体制の発足にあわせて、グローバルリーガル事業の全体最適となるように、営業体制の一本化、リソースの配分の最適化を行うため、組織運営だけでなく、損益管理も拠点毎ではなくグローバルリーガル事業全体として行うことがより効果的かつ効率的であると判断し、業績管理区分の見直しを行いました。

その結果、当第4四半期連結会計期間より、従来「日本(リーガル)」、「米国」、「その他」に区分していた報告セグメントを、「リーガルテック」に変更しております。

また、従来「日本(AI)」、「その他」に区分していた報告セグメントについて、経済的特徴、商品の内容等の集約できる要件にすべて該当するため、集約して「AIソリューション」としています。

なお、前第4四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(報告セグメントにおける原価計算方法の変更)

(会計方針の変更等)に記載のとおり、第2四半期連結会計期間よりソフトウェアの原価計算方法を変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、当連結累計期間の「リーガルテック」のセグメント利益が679千円減少し、「AIソリューション」のセグメント損失が5,225千円増加しております。なお、第1四半期連結会計期間以前については会計方針の変更後の原価計算を行うために必要な情報を保持していないため遡及適用しておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部取引は、外部売上価格及び総原価等を勘案して決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	リーガルテック 事業	AIソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,897,030	310,700	11,207,730	-	11,207,730
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	10,897,030	310,700	11,207,730	-	11,207,730
セグメント利益又は損失()	491,543	715,118	1,206,662	-	1,206,662
セグメント資産	12,684,091	3,474,780	16,158,872	-	16,158,872
その他の項目					
減価償却費	913,480	125,715	1,039,196	-	1,039,196
のれん償却	131,304	-	131,304	-	131,304
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	984,864	384,606	1,369,471	-	1,369,471

(注) 1 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	リーガルテック 事業	AIソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,307,082	910,687	12,217,770	-	12,217,770
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,307,082	910,687	12,217,770	-	12,217,770
セグメント利益又は損失()	491,630	313,915	177,715	-	177,715
セグメント資産	11,716,651	2,862,136	14,578,787	-	14,578,787
その他の項目					
減価償却費	840,060	175,386	1,015,447	-	1,015,447
のれん償却	175,354	-	175,354	-	175,354
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	491,990	308,372	800,363	-	800,363

(注) 1 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスタイプ別		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
		リーガルテック事業	AIソリューション事業	合計
eディス カバリ サービス	Review	2,696,074	-	2,696,074
	Collection, Process	2,778,186	-	2,778,186
	Hosting	4,973,644	-	4,973,644
	計	10,447,905	-	10,447,905
フォレンジックサービス		449,124	-	449,124
ビジネスインテリジェンス		-	256,982	256,982
デジタルコミュニケーション		-	30,880	30,880
ヘルスケア		-	149	149
海外AI		-	22,688	22,688
合計		10,897,030	310,700	11,207,730

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
4,028,978	6,800,965	291,455	86,330	11,207,730

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
375,294	771,734	29,828	0	1,176,857

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
TMI総合法律事務所	1,253,860	リーガルテック事業

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスタイプ別		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
		リーガルテック事業	AIソリューション事業	合計
eディス カバリ サービス	Review	3,149,787	-	3,149,787
	Collection, Process	2,911,634	-	2,911,634
	Hosting	4,853,839	-	4,853,839
	計	10,915,261	-	10,915,261
フォレンジックサービス		391,821	-	391,821
ビジネスインテリジェンス		-	553,711	553,711
デジタルコミュニケーション		-	66,391	66,391
ヘルスケア		-	132,967	132,967
海外AI		-	157,617	157,617
合計		11,307,082	910,687	12,217,770

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
3,961,682	7,712,138	492,836	51,112	12,217,770

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
344,552	360,166	57,480	652	762,851

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
TMI総合法律事務所	1,094,979	リーガルテック事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテック 事業	AIソリューション 事業	計	全社・消去	合計
減損損失	-	73,160	73,160	-	73,160

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテック 事業	AIソリューション 事業	調整	合計
当期償却額	131,304	-	-	131,304
当期末残高	2,001,315	-	-	2,001,315

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテック 事業	AIソリューション 事業	調整	合計
当期償却額	175,354	-	-	175,354
当期末残高	1,807,080	-	-	1,807,080

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	武田 秀樹	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.16%	-	ストックオプションの権利 行使(注2)	26,733	-	-

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な 子会社 役員	石井 静太郎	-	-	子会社 取締役	(被所有) 直接 -%	-	ストックオプションの権利 行使(注3)	7,265	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 平成22年6月25日定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。
3. 平成24年6月22日定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社 役員が議決権 の 過半数を所有 する会社	Consultoris, Inc.	米国 カリ フォル ニア州	-	経営コン サルティ ングサー ビス	-	業務委託	コンサルティ ング契約 (注1)	44,419	-	-

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社 役員が議決権 の 過半数を所有 する会社	Consultoris, Inc.	米国 カリ フォル ニア州	-	経営コン サルティ ングサー ビス	-	業務委託	コンサルティ ング契約 (注1)	19,953	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件については、一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	125.99円	106.45円
1株当たり当期純損失金額()	26.07円	21.79円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-円	-円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	948,067	828,124
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	948,067	828,124
普通株式の期中平均株式数(株)	36,372,576	38,007,877

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は平成30年3月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年5月8日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(以下「FCC」といいます。)を消滅会社として吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

FCCはこれまで、BtoCおよびBtoBtoCの領域で当社グループの人工知能KIBITを活用した製品に関するサービスを提供してまいりました。この度、当社におけるBtoB領域でAIソリューション事業を展開するビジネスインテリジェンス分野とFCCにおけるデジタルコミュニケーション分野を一体運営することにより、当社グループのAIソリューション事業の加速および経営の効率化を図るために、当社を吸収合併存続会社、FCCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することといたしました。

(2) 合併の要旨

合併の日程

合併契約承認取締役会平成30年3月23日

合併契約締結日平成30年3月23日

合併期日平成30年5月8日

合併の方式

当社を存続会社とし、FCCを消滅会社とする吸収合併であります。なお、合併に先立ち当社のFCCに対する債権のうち未収入金及び立替金の一部を放棄し、債務超過状態を解消した後で簡易合併手続きをしております。

当社が放棄する債権の種類・金額：未収入金192百万円 立替金28百万円

債権放棄実施日：平成30年5月2日

合併に係る割当の内容

本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払はありません。

消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

FCCは、新株予約権及び新株予約権付社債は発行しておりません。

(3) 吸収合併消滅会社の概要(平成30年3月期)

名称株式会社FRONTEOコミュニケーションズ

財政状態及び経営成績

資本金10百万円 営業損失84百万円

純資産 174百万円 経常損失84百万円

総資産166百万円 当期純損失84百万円

事業の内容 デジタルマーケティング事業

(4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・指名・事業内容・資本金及び決算期に変更はありません。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(デット・エクイティ・スワップ契約)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc.(以下、「当該連結子会社」といいます。)に対する貸付金を株式化(デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。)することを決議いたしました。

(1) 連結子会社の概要

名称 FRONTEO USA, Inc.

本社所在地 1115 Broadway, New York, NY 10010 USA

代表者 池上 成朝

事業内容 eディスカバリ関連事業

資本金 100,000米ドル

株主構成 株式会社FRONTEO 100%

(2) 手続きの概要

実施理由

当該連結子会社の有利子負債の削減および資本の充実による財務内容の改善

実施内容

当社の当該連結子会社に対する貸付金10,000,000米ドルについて、DESを実施し、当該連結子会社が新たに発行する株式の100%を当社に割り当てます。

増資後の株主構成

株式会社FRONTEO 100%

実施時期

平成30年5月22日

(新株予約権の行使による増資)

当連結会計年度終了後、平成30年6月29日までに、新株予約権の権利行使による払い込み及び新株式の発行が行われております。

行使新株予約権の数	820個
発行した株式数	82,000株
行使の総額	93,120千円
資本金増加額	46,560千円
資本準備金増加額	46,560千円

(注) 上記の結果、本書提出日現在の普通株式の発行済株式総数は38,111,862株、資本金は2,553,906千円、資本剰余金は2,338,992千円となっております。

(新株予約権の割当)

平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会において決議いたしました「ストックオプションとしての新株予約権発行の件」について、平成30年6月25日開催の当社取締役会において、第22回新株予約権の割当てを行うことを決議しました。

その概略は以下のとおりです。

1. 新株予約権の発行日
平成30年6月26日
2. 新株予約権の発行数
266個(新株予約権1個につき普通株式100株)
3. 新株予約権の発行価額
金銭の払込みは要しない
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 26,600株
5. 新株予約権の行使に関する払込金額
1株につき 1,161円
6. 新株予約権の行使期間
平成33年6月27日から平成36年6月26日
7. 新株予約権の割当対象者及び割当数
当社の従業員 23名 56個
当社子会社の取締役 1名 26個
当社子会社の従業員 15名 184個

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)FRONTEO	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	平成28年 12月1日	1,250,000	1,250,000	-	無担保社債	平成31年 11月29日
計	-	-	1,250,000	1,250,000	-	-	-

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)FRONTEO普通株式	無償	813	2,500,000	1,250,000	100	自平成28年 12月1日 至平成31年 11月28日	(注)
計	-	-	-	1,250,000	-	-	-

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	1,250,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,500,000	0.618	
1年以内に返済予定の長期借入金	798,269	960,949	0.408	
1年以内に返済予定のリース債務	30,902	49,654	3.718	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,838,607	4,044,314	0.373	平成31年4月30日 ~ 平成34年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	88,460	88,286	3.718	平成31年4月30日 ~ 平成34年2月28日
計	6,756,240	6,643,205		

(注)1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	839,757	2,847,890	259,999	96,666
リース債務	48,509	29,529	10,084	161

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,677,071	5,851,348	9,088,841	12,217,770
税金等調整前当期純損失金額 () (千円)	680,311	995,024	1,302,920	860,668
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額 () (千円)	456,248	949,790	1,355,147	828,124
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	12.01	25.00	35.66	21.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 () 又は四半期純利益金額 (円)	12.01	12.98	10.66	13.87

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,181,531	2,581,583
売掛金	¹ 1,978,036	¹ 2,542,497
商品	26	16
貯蔵品	3,110	2,460
前払費用	76,293	89,861
関係会社短期貸付金	1,307,345	1,523,900
未収還付法人税等	6,007	-
関係会社立替金	558,582	1,209,657
繰延税金資産	67,415	20,613
その他	¹ 369,522	¹ 532,969
貸倒引当金	330,382	347,719
流動資産合計	7,217,489	8,155,840
固定資産		
有形固定資産		
建物	213,050	213,749
減価償却累計額	89,120	105,630
建物（純額）	123,929	108,118
工具、器具及び備品	482,791	540,247
減価償却累計額	307,533	366,218
工具、器具及び備品（純額）	175,257	174,028
リース資産	85,974	85,974
減価償却累計額	10,150	27,345
リース資産（純額）	75,823	58,628
有形固定資産合計	375,010	340,776
無形固定資産		
ソフトウェア	833,204	621,519
ソフトウェア仮勘定	67,265	135,307
その他	46,576	68,860
無形固定資産合計	947,046	825,687
投資その他の資産		
投資有価証券	500,414	³ 848,714
関係会社株式	³ 6,481,747	³ 6,464,747
長期預金	224,380	212,480
出資金	10	10
長期前払費用	34,379	34,211
関係会社長期貸付金	28,048	-
差入保証金	79,533	73,006
投資その他の資産合計	7,348,513	7,633,170
固定資産合計	8,670,570	8,799,634
資産合計	15,888,059	16,955,474

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 206,158	1 166,514
短期借入金	5 1,000,000	3, 5 1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 5 798,269	2, 3, 5 960,949
未払金	1 714,247	1 1,167,780
未払費用	81,144	47,477
リース債務	18,006	18,319
未払法人税等	-	162,161
未払消費税等	9,008	77,723
前受金	19,763	24,104
預り金	28,293	35,561
賞与引当金	135,451	-
その他	7,624	-
流動負債合計	3,017,967	4,160,593
固定負債		
新株予約権付社債	1,250,000	1,250,000
長期借入金	2, 3, 5 4,838,607	2, 3, 5 4,044,314
退職給付引当金	29,803	38,209
リース債務	64,302	45,723
資産除去債務	44,747	45,248
繰延税金負債	93,196	183,099
その他	1,106	657
固定負債合計	6,321,764	5,607,252
負債合計	9,339,731	9,767,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,481,621	2,507,346
資本剰余金		
資本準備金	2,213,371	2,239,096
その他資本剰余金	55,709	55,709
資本剰余金合計	2,269,081	2,294,805
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,316,530	1,605,409
利益剰余金合計	1,316,530	1,605,409
自己株式	26	26
株主資本合計	6,067,207	6,407,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	272,559	514,209
評価・換算差額等合計	272,559	514,209
新株予約権	208,560	265,884
純資産合計	6,548,327	7,187,629
負債純資産合計	15,888,059	16,955,474

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高	2 4,415,836	2 4,664,406
売上原価	2 2,359,782	2 2,147,517
売上総利益	2,056,053	2,516,888
販売費及び一般管理費	1、2 1,958,483	1、2 1,803,528
営業利益	97,569	713,360
営業外収益		
業務受託料	2 4,200	2 6,120
受取利息	2 11,269	2 21,518
受取配当金	14,400	11,250
貸倒引当金戻入額	-	156,061
その他	3,014	2,203
営業外収益合計	32,884	197,153
営業外費用		
支払利息	23,913	29,815
社債発行費	16,036	-
為替差損	13,917	210,056
貸倒引当金繰入額	7,727	-
シンジケートローン手数料	11,783	12,500
その他	4,923	4,232
営業外費用合計	78,302	256,605
経常利益	52,151	653,909
特別利益		
新株予約権戻入益	-	11,130
固定資産売却益	3 685	-
特別利益合計	685	11,130
特別損失		
固定資産売却損	4 28,411	-
固定資産除却損	5 15,533	5 980
投資有価証券売却損	2,441	-
関係会社株式評価損	-	20,000
貸倒引当金繰入額	-	174,088
特別損失合計	46,385	195,068
税引前当期純利益	6,451	469,970
法人税、住民税及び事業税	29,590	151,035
法人税等調整額	26,069	30,056
法人税等合計	3,521	181,091
当期純利益	2,929	288,878

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,705,931	1,437,681	55,709	1,493,391	1,420,853	1,420,853
当期変動額						
新株の発行	775,689	775,689		775,689		
剰余金の配当					107,252	107,252
当期純利益					2,929	2,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	775,689	775,689	-	775,689	104,322	104,322
当期末残高	2,481,621	2,213,371	55,709	2,269,081	1,316,530	1,316,530

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	26	4,620,150	298,327	3,942	294,384	272,920	5,187,455
当期変動額							
新株の発行		1,551,379					1,551,379
剰余金の配当		107,252					107,252
当期純利益		2,929					2,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			25,768	3,942	21,825	64,359	86,185
当期変動額合計	-	1,447,057	25,768	3,942	21,825	64,359	1,360,871
当期末残高	26	6,067,207	272,559	-	272,559	208,560	6,548,327

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,481,621	2,213,371	55,709	2,269,081	1,316,530	1,316,530
当期変動額						
新株の発行	25,724	25,724		25,724		
剰余金の配当					-	-
当期純利益					288,878	288,878
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25,724	25,724	-	25,724	288,878	288,878
当期末残高	2,507,346	2,239,096	55,709	2,294,805	1,605,409	1,605,409

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	26	6,067,207	272,559	-	272,559	208,560	6,548,327
当期変動額							
新株の発行		51,449					51,449
剰余金の配当		-					-
当期純利益		288,878					288,878
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			241,650	-	241,650	57,323	298,974
当期変動額合計	-	340,327	241,650	-	241,650	57,323	639,301
当期末残高	26	6,407,534	514,209	-	514,209	265,884	7,187,629

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。また、その他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は8～10年であります。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

社債発行費

支出時に全額費用処理をしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

ヘッジ方針

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(原価計算方法の変更)

当社は、従来、ソフトウェア製作費のうち、ソフトウェアの機能の改良・強化を行うための費用総額について、工数を基にした配賦計算により各製品のソフトウェア計上額を算定していました。平成29年7月1日より、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用については各製品に直課し、それ以外の費用については工数を基にした配賦計算により各製品に配賦する方法に変更しています。

この変更は、ソフトウェアの原価管理を適時かつ精緻に行い、より適正なソフトウェアの評価及び期間損益計算を行うことを目的としており、研究開発部門の組織管理体制についてより一層の強化・確立したことにより、各製品の機能の改良・強化に直接要した費用の集計が明確に行えるようになったことを契機に行うものであります。

平成29年7月1日以前については変更後の原価計算を行うために必要な情報を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であります。そのため、平成29年7月1日におけるソフトウェアの帳簿価額を期首残高とみなして、平成29年7月1日から将来にわたり変更後の会計方針を適用しています。

この変更により、従来の方によった場合と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,545千円減少しています。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	1,658,304千円	2,196,913千円
短期金銭債務	652,220千円	1,131,180千円

2. 当社は、運転資金、設備投資資金及び開発資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座貸越契約、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約総額	2,390,000千円	2,690,000千円
借入実行残高	2,300,000千円	2,300,000千円
差引額	90,000千円	390,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
関係会社株式	5,867,416千円	5,867,416千円
投資有価証券	千円	848,700千円

担保に係る債務の金額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	千円	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	212,109千円	212,109千円
長期借入金	1,708,602千円	1,496,492千円
計	1,920,711千円	2,208,602千円

4. 保証債務

当社の子会社であるFRONTEO USA, Inc.の不動産賃借に関して債務保証を行っています。

保証先	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
金融機関	138,588千円 (1,235,304米ドル)	131,238千円 (1,235,304米ドル)

5. 借入金のうち、平成28年7月26日及び平成28年9月27日に締結したシンジケートローン契約、平成27年11月30日に締結した長期借入契約、平成30年1月17日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

平成28年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 199,999千円

長期借入金 666,666千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成28年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円

長期借入金 210,000千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 187,493千円

長期借入金 1,312,455千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 126,809千円

長期借入金 1,320,626千円

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 21,486千円

長期借入金 161,148千円

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成27年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 85,300千円

長期借入金 175,866千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成30年1月17日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,000,000千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当社グループは、上記 から について、当連結会計年度において、2期連続して連結経常損失を計上したことにより、金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあります。しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

また、翌連結会計年度においては、リーガルテック事業において、当連結会計年度において実施したクロスボーダー営業体制の整備及び米国子会社の構造改革の成果が通期で損益に寄与する見込みでありま

す。AIソリューション事業においては、ビジネスインテリジェンス分野で金融や知財といった既存領域でのさらなる浸透に加え、新領域の開拓と事業拡大を加速させるためのマーケティングパートナーの育成も進めてまいります。ヘルスケア分野においては、製薬業界や医療機器メーカーへの業務改善コンサルの提供を進めるほか、共同研究・受託開発案件の獲得に注力いたします。このような施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	359,132千円	420,221千円
賞与引当金繰入額	107,423千円	60,046千円
貸倒引当金繰入額	1,672千円	690千円
退職給付費用	1,134千円	6,275千円
減価償却費	59,408千円	39,895千円
支払手数料	548,706千円	397,467千円
おおよその割合		
販売費	4.2%	3.1%
一般管理費	95.8%	96.9%

2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	572,847千円	402,471千円
仕入高	139,214千円	277,038千円
販売費及び一般管理費	266千円	38,717千円
営業取引以外の取引高	12,565千円	26,113千円

3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	685千円	- 千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	28,411千円	- 千円

5. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	461 千円
リース資産	614千円	- 千円
ソフトウェア	36千円	- 千円
無形固定資産(その他)	14,882千円	518 千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 6,481,747千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 6,464,747千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
(流動資産)		
賞与引当金	41,475千円	-千円
賞与引当金社会保険料	7,445千円	-千円
貸倒引当金	98,797千円	106,486千円
未払事業税	4,591千円	13,142千円
未払費用	12,248千円	5,731千円
その他	1,655千円	1,739千円
繰延税金資産(流動) 小計	166,212千円	127,100千円
評価性引当額	98,797千円	106,486千円
繰延税金資産(流動) 合計	67,415千円	20,613千円
繰延税金負債(流動)との相殺	-千円	-千円
繰延税金資産(流動) 純額	67,415千円	20,613千円
(固定資産)		
退職給付引当金	9,125千円	11,701千円
減価償却超過額	14,032千円	25,728千円
関係会社株式評価損	29,607千円	35,736千円
資産除去債務	13,701千円	13,857千円
一括償却資産	1,838千円	811千円
新株予約権	-千円	8,473千円
その他	2,949千円	6,594千円
繰延税金資産(固定) 小計	71,255千円	102,904千円
評価性引当額	68,129千円	83,955千円
繰延税金資産(固定) 合計	3,126千円	18,949千円
繰延税金負債(固定)との相殺	3,126千円	18,949千円
繰延税金資産(固定) 純額	-千円	-千円
繰延税金負債		
(固定負債)		
その他有価証券評価差額金	87,055千円	193,705千円
資産除去債務	9,266千円	8,343千円
繰延税金負債(固定) 合計	96,322千円	202,048千円
繰延税金資産(固定)との相殺	3,126千円	18,949千円
繰延税金負債(固定) 純額	93,196千円	183,099千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	59.9	0.2
株式報酬費用	121.1	3.0
住民税均等割等	73.4	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	54.3	-
試験研究費税額控除	89.1	0.6
受取配当金の損金不算入	34.4	0.3
評価性引当額	77.5	5.0
その他	3.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.5%	38.5%

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	213,050	699	-	16,509	213,749	105,630
	工具、器具及び 備品 (注3)	482,791	70,934	13,477	71,701	540,247	366,218
	リース資産	85,974	-	-	17,194	85,974	27,345
	計	781,815	71,633	13,477	105,406	839,971	499,195
無形 固定資産	ソフトウェア (注1)	2,413,758	220,826	-	432,510	2,634,584	2,013,064
	ソフトウェア仮 勘定 (注2)	67,265	322,980	254,938	-	135,307	-
	その他	74,464	32,510	-	10,225	106,974	38,113
	計	2,555,488	576,316	254,938	442,736	2,876,866	2,051,178

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	Lit i View7.13	65,866千円
ソフトウェア	Lit i View7.14	41,076千円
ソフトウェア	Lit i View7.14SP1	12,783千円
ソフトウェア	Lit i View7.15	22,240千円

2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	顧客向け解析支援ツール1.0	22,938千円
ソフトウェア仮勘定	Kibit Core1.0	10,006千円
ソフトウェア仮勘定	Lit i View8.0	71,090千円

3 「減価償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれております。

4 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	330,382	174,112	156,775	347,719
賞与引当金	135,451	-	135,451	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に記載する方法により行う。 公告掲載URL (http://www.fronteo.com/ir/stock/notification.html)
株主に対する特典	該当事項はありません

- (注) 1 基準日後に株式を取得した者の議決権行使
必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定める旨当社定款に定めております。
- 2 単元未満株主についての権利
当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 剰余金の配当を受ける権利
 - 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月14日関東財務局長に提出

(第15期第2四半期)(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月14日関東財務局長に提出

(第15期第3四半期)(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使結果)の規定に基づく臨時報告書

平成29年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成29年12月25日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月29日

株式会社FRONTEO
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香山 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 卓也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社FRONTEOの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社FRONTEOが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月29日

株式会社FRONTEO
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香 山 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 卓 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEOの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。